

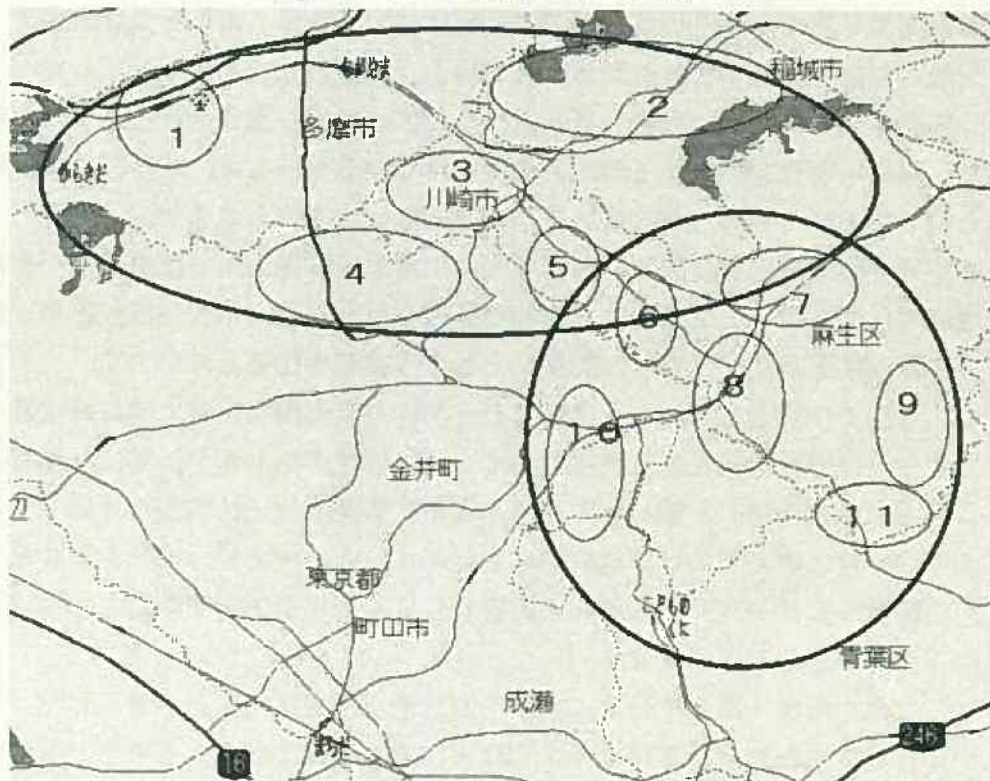
第4章 地域別の現状・課題と方向性（地域別）

前章までの、近隣都市間連携に関するテーマごとの現状や課題の検討を踏まえ、本章では、地域別の課題・提言について述べていきます。地域別に「広域あさお」を見直すことで、テーマ別の検討が具体化されてくるとともに、「縦割り」であった各テーマを地区別に有機的に結びつけることができ、総合的な視点が提示できると考えられます。

この地域別の課題の整理を行うに当たって、大区分としてのエリアとさらにそれを分割する地区を設定しました。エリアは、多摩エリアと麻生エリアの2つ、地区についてはそれぞれを5つと6つに分割し検討を行っています（図4-0-1参照）。

多摩エリアは、多摩センター駅や多摩ニュータウン、麻生区の黒川地区、町田市的小山田などを含むエリアです。このエリアの特徴としては、多摩市や稲城市側に多摩ニュータウンなど広大な土地区画整理事業区域がある一方で、麻生区や町田市では、まとまった良好な農地や緑地が保全されていることがあげられます。このまとまった農地・緑地は、市街化調整区域に位置し、麻生区や町田市の行政界を越えて広がる面

図4-0-1 「広域あさお」の区分



多摩エリア	多摩センター周辺地区（1）、平尾・坂浜地区（2）、黒川地区（3）、小山田・小野路地区（4）、栗木地区（5）
麻生エリア	片平地区（6）、新百合ヶ丘駅周辺地区（7）、柿生地区（8）、王禅寺地区（9）、鶴川地区（10）、早野地区（11）

的なつながりと多摩丘陵とのつながりの中に位置づけることができます。

さらに、この地域のユニークな特徴としては、「ハイテク」型の産業が立地しており、多摩地域の大学も含めた「知」の連携が期待される地域であるということがあげられます。それに加えて、多摩ニュータウンの人的資源、特に退職された専門家の活用も期待できます。

多摩エリアの土地利用についての課題は、都心近郊での貴重な地域資源である良好な農地・緑地をいかに保全していくかということです。この地域は、幹線道路の近くに位置するものの、鉄道の主要駅からは離れていることから、近年の開発の影響を受けなかったと考えられます。しかしながら、第3章でも検討したように、この地域資源を永続させるシステムの構築や行政支援等がいまだ不十分であり、具体的な施策を検討していく必要があります。

特に、このエリアの農地や緑地は多摩ニュータウン地域の住民にとっても、貴重な地域資源になっていくことが予想されるため、近隣市の協力も得ながらまちづくりを進めていくことが大切であるといえます。

次に、麻生エリアは、中心となる新百合ヶ丘に個性的な商業集積の形成が期待されています。また、土地利用について見ると、駅近郊に位置する市街化調整区域では、各種の施設が建築されており、市としても計画性をもった土地利用方針を検討していく必要のあるエリアであるといえます。この点については同じ市街化調整区域であっても、比較的良好的な農地や緑地の保全されている「多摩エリア」とは性格が異なります。実際、商業地域等に隣接する市街化調整区域では、都市的な土地利用が行われており、単に市街化を抑制する地域と位置づけているだけでは、「計画的な都市づくり」というまちづくりの大きな目的が達成できないと考えられます。

例えば、片平の市街化調整区域の場合でも、隣接する町田市側では市街化が進み、農地が駐車場になったり、さまざまな建物が建設されたりと、市街化調整区域とはいえず、黒川とは様子が異なっており、開発にともなう課題も山積しています。

一方で、麻生エリアでも、岡上や早野など一部の市街化調整区域では良好的な農地が残されており、保全を含めた施策を検討していく必要性があります。特に、早野は横浜市の「寺家ふるさと村」と隣接しており、「市民農園」などの需要も大きく、農を中心にまちづくりを考えていける地域でもあります。その一方で、交通の便の良い地域は開発の影響を受けやすく、土地利用の実状に応じた市の方針を明確に打ち出すことが求められていると考えられます。

こうした状況を踏まえると、行政にも現在の土地利用の状況などを考慮した「地域戦略」や「地域のすみわけ」を考えていくことが求められているように思われます。

以下、各エリアについて具体的に検討していくこととします。

第1節 多摩エリア

1 地域概観

多摩エリアは、川崎市の最北端に位置し、半島状に突き出た地形をしており、市街化調整区域が多くを占める地域です。

「広域あさお」の視点から、多摩エリアを見ると、市街化調整区域が広く分布し、鶴見川源流や、三沢川源流が流れ、自然が豊かである一方、多摩ニュータウンや栗木マイコンシティなど近代的な土地利用も計画的に行なわれている地域であるといえます。

自然が豊かな地域としては、市街化調整区域となっている小山田・小野路、黒川南、黒川東、片平・栗木、五力田・古沢が位置しています。なかでも、黒川南、黒川東は農業振興地域に指定されており、農地としての活用が担保されている地域となっています。

また、住宅地の整備状況を見ると、その大部分が土地区画整理事業により整備されており、区画の整然とした良好な住宅地と緑・農地などの豊かな自然が隣接している地域となっています。実際、区画が整然とした住宅地には、多摩ニュータウンをはじめ、黒川土地区画整理事業、栗木第1、第2土地区画整理事業、平尾・板浜土地区画整理事業、五力田土地区画整理事業があり、大規模な区画整理事業が施行されている区域が大部分を占め、計画的な市街化が行なわれている地域であるといつてよいでしょう。

さらに、交通網の整備状況を見ると、南北には小田急多摩線、都市計画道路である尻手黒川線（県道上麻生連光寺線）、東西には京王相模原線、都市計画道路である町田調布線（通称 鶴川街道）が整備されており、各区域の接続は比較的スムーズであるといえます。

2 地区別の課題と方向性

多摩エリアは、多摩丘陵を中心として首都圏では貴重な田園風景を有し、都市緑地、都市農地としての価値が高いことから、周辺住民をはじめ、川崎市民、町田市民、多摩ニュータウンの住民等多くの人々にとって重要です。

多摩丘陵のつながりを東西・南北の2本の環境軸（東西軸は、町田、八王子、多摩、稲城、川崎、横浜につながる軸、南北軸は、横浜、大和へと連続する環境軸）としてとらえ、「広域あさお」地域の緑の連続として重点的に保全することが重要であると考えられます。

住宅と自然が調和している多摩エリアの環境をいかに保全していくか、土地改良事業により整備された農地を活用して、いかに農業振興を図るか、いかに緑地を保全していくかが今後の課題であると考えられます。以下、多摩エリアを地区別に細分化し、各地区の有する課題と今後の方向性を検討していきます。

(1) 多摩センター周辺地区

多摩ニュータウンの中心として、その発展とともに、成長を遂げてきた地区です。

中心となる多摩センター駅は、京王帝都電鉄相模原線、小田急電鉄多摩線が交差するほか、平成12年1月に東京モノレールが立川まで開通し、交通の利便性が非常に高い地域であるといえます。こうした利便性は、一方で、顧客の流動性が高い状況をもたらしており、特に東京モノレールの開通が立川への顧客の流出をもたらすことが懸念されています。

駅前には、イトーヨーカドー、そごうなどの大型商業施設が立地しているほか、サンリオ・ピューロランド、東京国際美術館といったアミューズメント施設も位置しています。さらに、産業の集積状況を見ると、駅前にはベネッセの本社、近隣には東京三菱銀行の事務処理センターなども位置しているほか、都立大学、中央大学、帝京大学、東京薬科大学など大学も集積しており、その効果的な活用が期待されます。

この一方で、多摩センター駅の近くに位置する多摩ニュータウン区域は、比較的初期に開発されたため、高齢化の進展が著しく、雇用の確保などその対応が急務となっています。

こうした状況を踏まえ、多摩市の基本計画の中でも多摩ニュータウンの中心、「多摩の心(しん)」⁴¹としての位置づけがなされ、積極的に整備が進められています。特に、都市型産業を育成する観点から、駅周辺再開発整備計画の中で、多摩ビジネスパークの形成、情報発信機能の強化がすすめられており、情報化のメリットを享受することで、高齢者の活用も可能であると考えられます。

「広域あさお」の中でも、町田、新百合ヶ丘に次ぐ商業集積地であり、個性化を進め、棲み分けを行っていくことが重要であると考えられます。

(2) 平尾・坂浜地区

平尾・坂浜地区は、京王相模原線の若葉台駅が位置し、区画整理がすすめられ、住宅地としての性格が強い地区です。

平尾・坂浜地区に位置する若葉台駅の稲城市側は、バスターミナルの整備が進められ、ユニディ(ホームセンター)、サンワ(GMS)といった大型店が出店しています⁴²。

⁴¹ 首都圏における都心一極依存構造の是正が求められている中で、首都圏整備計画では多摩自立都市圏の形成が目指され、東京都長期計画においても副都心の整備とならんで多摩地域の「心(しん)」として八王子、立川、町田、青梅、多摩ニュータウンセンターを育成する方針が打ち出されている。

⁴² P90、コラム9市境の様子(稲城市)参照。

一方、自然環境を見ると、黒川に源流を持つ三沢川の両岸に小田良谷戸公園(都市基幹公園)や坂浜上谷戸緑地、清水谷戸緑地が整備されており、稲城市では三沢川、多摩川を水の環境軸とし、三沢川両岸の丘陵地を緑の軸として捉えています。

農業の観点から、この区域を見ると、生産緑地地区が小田良谷戸公園周辺に集中しており、緑地と農地が一体的に保全されています。

稲城市の総合計画の中では、「坂浜と一部平尾地区にまたがる丘陵部の市街化調整区域は、隣接するニュータウン事業の進捗や川崎市側での面的整備の進行など周囲の開発動向からも、長期的には、現在のままの状態での位置づけをしていくことは困難が予想される。今後は東京都による「坂浜西地区開発構想調査」の成果をもとに、面的な整備の方向付けにより、市街化調整区域の見直しを図っていくことが必要となっている。」と指摘されており、開発や保全について連携を進めていくことが必要であるといえます。

細山

現状

細山は、小田急小田原線の百合ヶ丘駅が最寄り駅となっている、比較的面積の小さい市街化調整区域です。ただ、隣接する稲城市側の区域についても市街化調整区域となっており、一体的な利用が可能であるといえます。表4-2-1は、細山の現状をまとめたものですが、授産施設やゴルフ場が位置する以外は、緑地として利用がされています。

表4-1-1 細山の現状

面積	地区面積	22.0ha
	宅地	1.0ha(川崎授産学園)
交通	鉄道	小田急小田原線百合ヶ丘
	道路	細山第204号線
土地規制	宅地造成工事規制区域	
現状の土地利用	川崎授産学園、ゴルフ場の一部	
近隣の状況	川崎市	細山、金程向原土地区画整理済住宅地
	稲城市	ゴルフ場(市街化調整区域第1種低層住居専用地域)
将来計画	緑農地区	

課題、土地利用の方向性(提案)

区域内の土地利用の状況を見ると、川崎授産学園やゴルフ場の樹林地として利用されているほかは、緑地として利用されています。稲城市側の市街化調整区域については、その大部分がゴルフ場の敷地となっており、ゴルフ場として存続される限りは、緑地として確保され続けると考えられます。

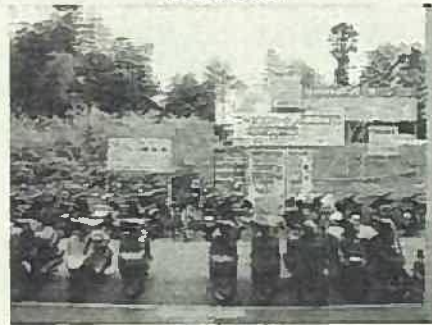
川崎市側の周辺区域は、住宅地(向原地区計画6.2ha)として基盤整備が行われており、区域の緑地は近隣の住民に潤いと安らぎを与えています。

コラム9 市境の様子1 (稲城市)

右の写真は、稲城市と麻生区の市境に位置する若葉台駅の様子です。この市境部分では、駅構内は川崎市に位置していますが、駅から北側は稲城市となっています。川崎市側は第1種住居地域で駅前整備が進んでいませんが、稲城市側では商業地域に指定され、駅前のロータリー整備、ホームセンター等の大型店の出店が行われています。こうした駅を挟んで市域が異なる場所は少ないといえますが、住民の利便性を考慮した場合には一体的に整備していく必要があるといえ、今後川崎市側の開発についても連携して行われる必要があるといえるでしょう。



稲城市側



川崎市側

(3) 黒川地区

黒川東

現状 (図 4-1-1)

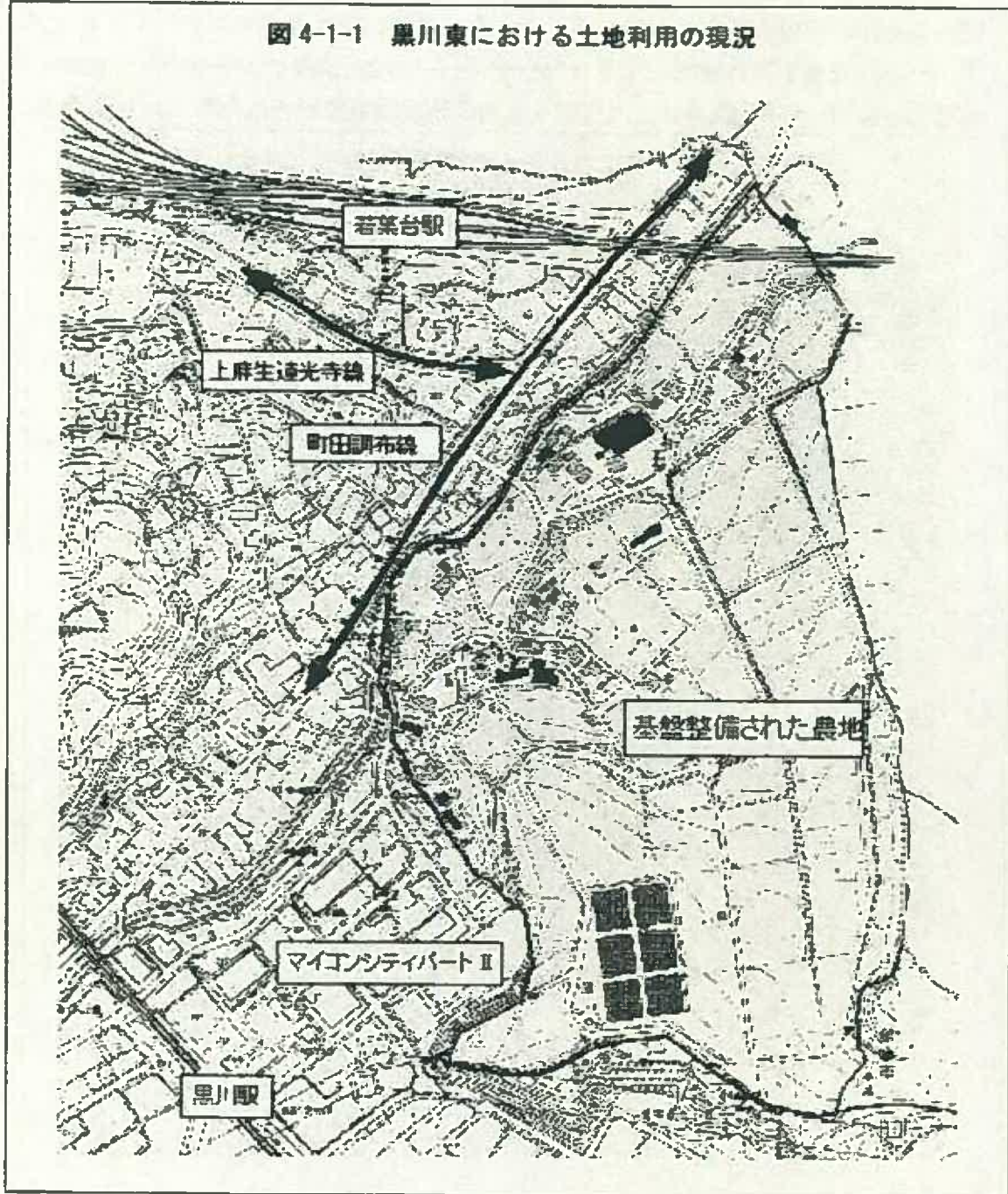
黒川東は、京王相模原線若葉台駅や小田急多摩線の黒川駅に近接する市街化調整区域です。表 4-1-2 はその現状をまとめたもので、農業が盛んに行われている地域

表 4-1-2 黒川東の現状

面積	地区面積	20.0ha
	宅地	0.1ha
	農地	19.6ha (畑 6.6ha, 田 0.5ha, 山林・原野 3.9ha)
	農家数	専業 20 戸 第一種兼業 14 戸 第二種兼業 30 戸
交通	鉄道	京王相模原線 若葉台駅、小田急多摩線 黒川駅
	道路	主要地方道 町田調布線 (都市計画道路進捗率 12%)、県道 上麻生連光寺線 (都市計画道路進捗率 80%)
土地規制	宅地造成工事規制区域 農業振興地域、農用地	
現状の土地利用	大部分が基盤整備された農用地で、住宅と農業施設が立地	
近隣の状況	川崎市	マイコンシティパート2、栗木第1土地区画整理済み住宅地、黒川土地区画整理事業施工中
	多摩市	多摩ニュータウン
	稲城市	平尾・坂浜土地区画整理事業の計画
将来計画	緑農地区	

であることが分かります。実際、総面積の 20.0ha に占める農地の割合は非常に高く、宅地部分も農家の住居が中心となっています。一方、マイコンシティパート2や多摩ニュータウンの開発が隣接する区域で行われており、都市化の波が近くまで押し寄せてきています。

図 4-1-1 黒川東における土地利用の現況



課題

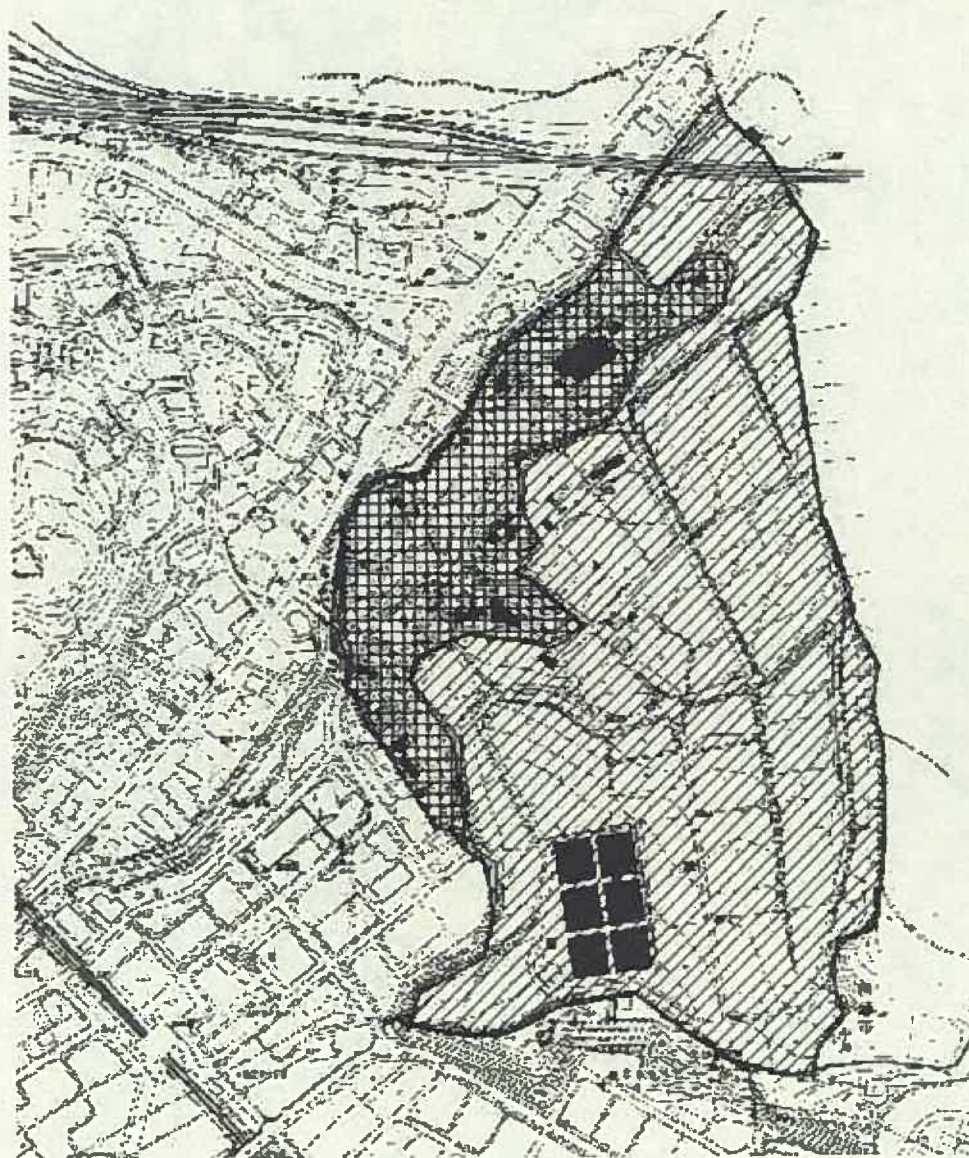
土地改良事業による農業の基盤整備が行なわれた地域であり、農業の継続を支援することで環境を保全していくことが重要です。特に、近隣まで都市化が進んでいる中で、いかに農家に営農意欲を持たせていくかが課題であり、早急に対策を講じ

る必要があります。一方、都市化の進展に対応して、農地周辺の環境にも変化がみられることから、農地の維持・確保が重要となっています。

土地利用の方向性（提案）（図 4-1-2）

黒川東は、若葉台駅及び黒川駅から徒歩圏内に位置し、町田調布線や都市計画道路である黒川線の整備も進んでいることから、交通の便は非常に高い状況にあります。一方、近接する区域で、マイコンシティパート2、多摩ニュータウン、栗木等の住宅地、黒川、平尾・板浜など大規模な土地区画整理事業が行なわれており、周辺に

図 4-1-2 黒川東における土地利用の方向性（提案）



- | | |
|--------------|---------------|
| ① 緑農地保全区域 | ③ 低層住居誘導区域 |
| ② 施設誘導緑地保全区域 | ④ 市街化区域編入検討区域 |

多くの住民が居住していることが分かります。こうした状況を踏まえ、当該区域を都市内の農地として位置づけ、近隣市民の潤いと憩いの場として保全していきます。さらに、農地の東側に稲城市域の緑地と一体となっている良好な斜面緑地があることから、稲城市と連携して保全していく必要があります。

黒川南

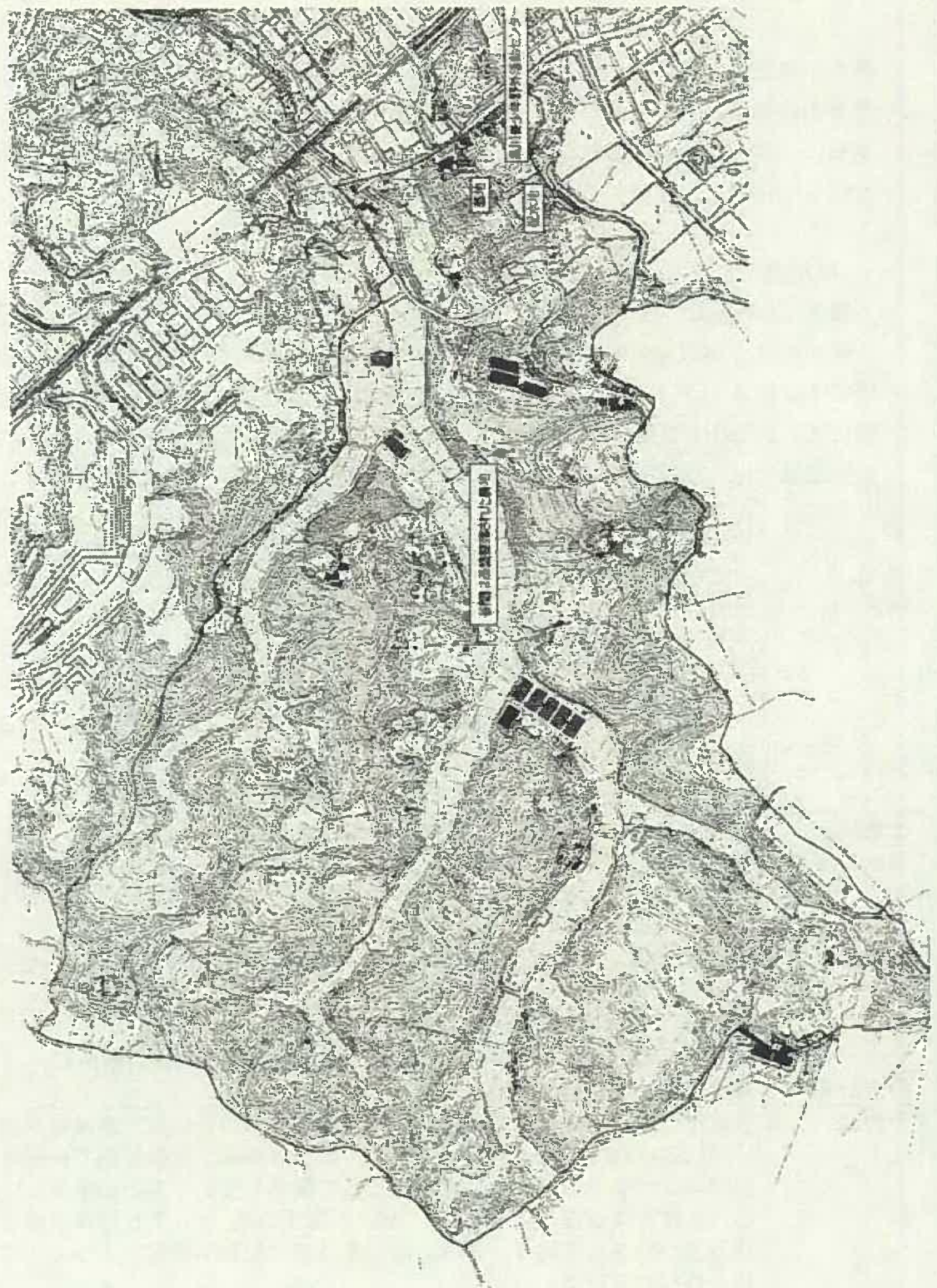
現状(図4-1-3)

黒川南は、小田急多摩線の黒川駅の南側に位置する本市では大きな市街化調整区域です。表4-1-3はその現状をまとめたもので、その面積は、麻生区内の市街化調整区域の約25%に相当する152.5haであり、その大部分が農地となっています。特に、当該区域では、農業振興地域の指定が行われており、農地が保全されています。

表4-1-3 黒川南の現状

面積	地区面積	152.5ha	
	宅地	1.4ha(既存宅地0.8ha, 建築許可0.6ha)	
	農地	144.9ha(畑34.6ha, 田11.7ha, 農業用施設用地0.4ha, 山林・原野77.1ha)	
		農家数	専業8戸 第一種兼業17戸 第二種兼業35戸
交通	鉄道	小田急多摩線 黒川駅	
	道路	主要地方道 町田調布線(都市計画道路進捗率12%)	
土地規制	宅地造成工事規制区域, 農業振興地域, 農用地		
現状の土地利用	谷間は基盤整備された農地, 斜面地は自然林, 住宅と農業施設が立地, 一部に鉄塔, 変電所, 配水地, 建設機械試験場, 資材置場, 墓地が立地している。		
近隣の状況	川崎市	栗木第2区画整理事業済み, 黒川区画整理事業施工中の住宅地, マイコンシティパート1	
	多摩市	多摩ニュータウン, 緑道「横山の道」	
	町田市	小山田・小野路市街化調整区域(現在土地利用計画中)	
将来計画	緑農地区, 農業公園構想		
その他	多摩市と黒川地区の市境に位置する諏訪南端部の丘陵は, 自然域が部分的に残されている。多くがクヌギ・コナラ群集や赤松群落で, 将来, 多摩ニュータウンに残る自然環境として保全していくことが望ましいと, 多摩市は位置づけている。現在, 「横山の道」として丘陵尾根線を通る道が残されており, 造成法面の部分では植栽や移植によって, 復元が行われている。		

図 4-1-3 黒川南における土地利用の現況



課題

当該区域に源流をもつ三沢川は、川崎市、稲城市を流れる河川で、水と緑の軸として「広域あさお」でも重要な位置付けとなっています。こうしたことから、川崎市は現在三沢川源流付近の土地を一部買収し、保全しています。

さらに、当該区域では、田園風景が広がっており、周辺の川崎市民には貴重な緑であるのと同様に、多摩ニュータウン等の多摩市民、町田市民からも注目されている区域です。また、関東山地から三浦丘陵に至るまでの多摩丘陵の一部を構成する緑として町田市の小山田・小野路と接し一団の緑地を形成しており、首都圏に位置する重要な緑地や農地として保全していく必要があります。

町田市の都市計画マスタープランでは、小山田・小野路地域の基本目標を「豊かな自然の中で新しい環境文化を創造し発信する「町田の杜」づくり」と定め、豊かな自然環境を保全していく方針を明確にしています。また、多摩市、町田市では多摩都市モノレール整備計画があり、こうした動向も踏まえながら土地利用の方向性を早急に打ち出す必要があります。

土地利用の方向性（提案）（図 4-1-4）

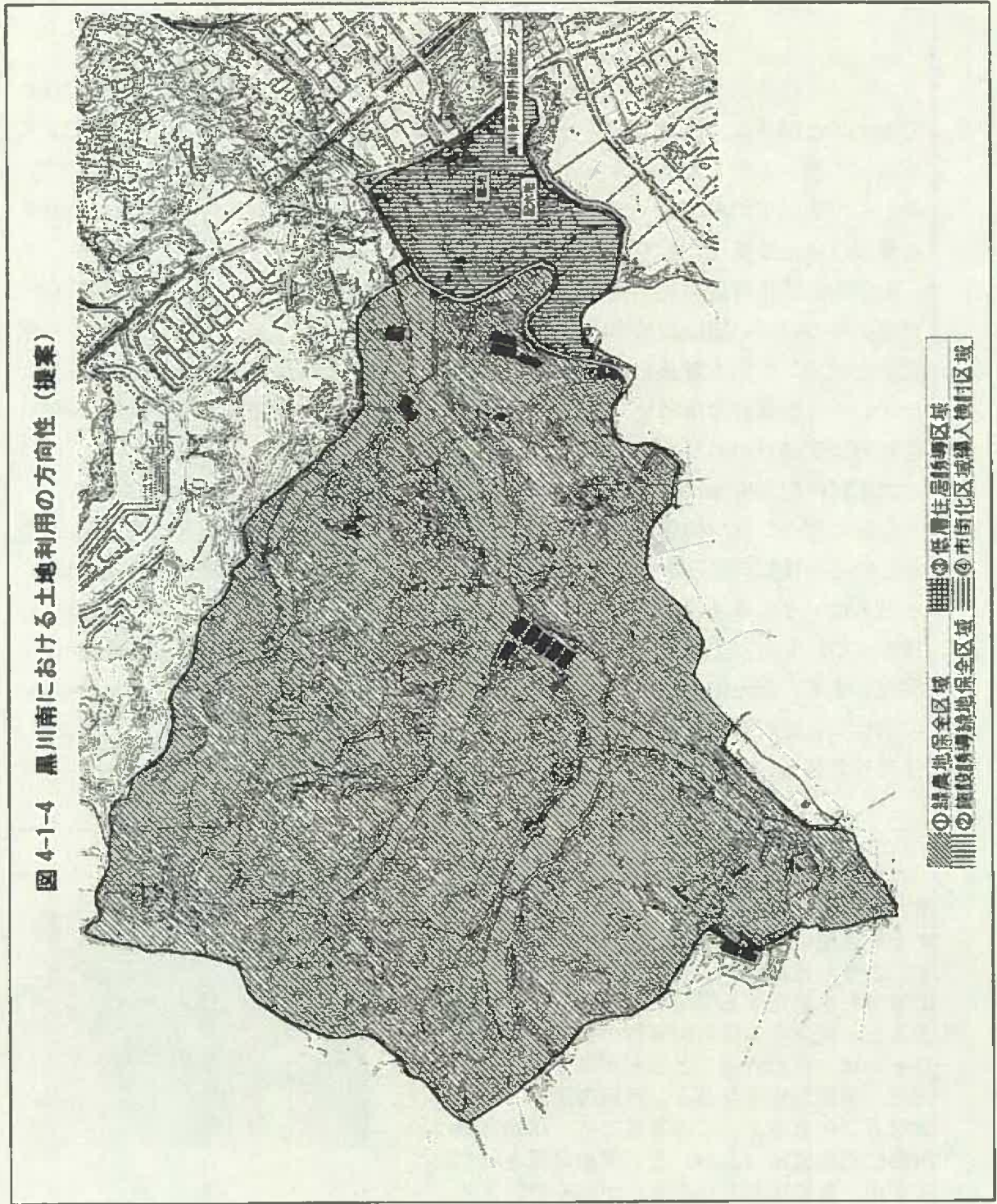
レクリエーション的な農業施設を立地させ、農家の営農意欲と農家の裾野を広げる仕組みの構築を図ります。この構築のために「楽農パーク」の構想を実現させるとともに、その導線として町田調布線の拡幅整備を行います。また、当該区域内の道路についても、主要部分については拡幅整備を行ない、円滑な人とモノの流れを実現します。緑地については、三沢川等の河川の源流であることから、緑を積極的に保全する区域として、買取、緑地協定、その他の手法を組み合わせるにより優先して保全していくことが適切であると考えられます。

コラム 10 市境の様子 2（多摩市）

右の写真は、国士舘大学付近に位置する多摩市との市境の様子です。ここでは、市境に位置する尾根沿いにきれいに緑地帯が残されています。こうした緑地が残った原因としては、複数の市町村をまたがる開発には手続きが複雑になること、開発行為は各市町村の中心部からスプロール状に行われることなどが挙げられます。また、利用形態を見ると、市境の両側では全く異なることも多く、この写真でも、川崎市側は市街化調整区域（黒川）として緑が残されていますが、多摩市側では宅地化が進んでいます。



図 4-1-4 黒川南における土地利用の方向性 (提案)



(4) 小山田・小野路地区

小山田・小野路地区は、町田市の北側、多摩市の東側に位置し、全域が多摩丘陵に属しています。その大部分が市街化調整区域に属し、南向きのなだらかな丘陵地が続いています。当該地区内にある小山田緑地⁴³は、平成2年に一部を開園し、雑木

⁴³小山田緑地は、平成2年6月1日に開園し、計画面積は、約146haで、現在開園しているのは約4分の1に相当する約38haとなっている。

林のほか、開放的な草地の広場やとんぼが生息する水辺など多摩丘陵の原風景を残しており、多くの人々に親しまれています。

当該地区は、鶴見川本流の最源流域内にあり、豊かな自然環境に恵まれていることから、町田市内で最も生物相の豊かな小流域が連なった自然とのふれあいの場として重要な拠点に位置付けられています。

しかしながら、町田市の人口増加が予測されるなかで、上小山田・小野路西部地区については、源流の谷戸の生態系や自然環境の保全に充分配慮し、尾根の緑の連続性を確保しながら、開発をすすめていくことが計画されています。

計画には、交通基盤整備と一体となった産業、住宅、商業などの立地の誘導があり、特に都市型産業を育成する観点から、情報処理産業やデザイン産業、メディア産業など新たな産業分野、創造型の産業集積の整備が計画されています。

本市も含めた各市の基本計画において、都市型産業の育成といった視点が盛り込まれていることから、各都市が連携しながら整備をすすめることによって、大きな成果を得ることができると考えられます。

現在、町田市のマスタープランでは、「豊かな森林や谷戸に形成された田畑、鶴見川をはじめとする何本かの河川やその水源地など、市内でも最も自然が豊富に残る地域ですが、近年は農地の荒廃や残土の埋め立てなどの問題もみられます。」と記されており、川崎市と同様の問題を抱えていることから、連携しながら解決策の検討が行われれば、より適切な打開策が見いだされるかもしれません。

(5) 栗木地区

緑に囲まれたインダストリアルパークを形成する「マイコンシティ」が位置する地区です。都市型産業を育成する観点から、マイコン関連産業の立地に限定する地区計画が作成されており、先端技術産業の集積を形成していくことが期待されています。

マイコンシティ計画の対象地域には、栗木地区に位置するパート1と南黒川に位置するパート2があり、先行分譲されたパート2は、9区画のすべてについて昭和62年に契約が締結され、平成元年から操業を開始するに至っていますが、平成7年から分譲が開始されたパート1については、分譲から5年を経過しようとしています。分譲は遅々として進んでいない状況にあります。

町田市、多摩市の両市が都市型産業の育成を図る方針を打ち出しているため、これら各都市と連携を図りながら産業振興を進めていくとともに、「広域あさお」に存在する研究機関とのネットワーキングが行われれば活用の方向性が見いだせると思われれます。

なお、栗木地区の市街化調整区域については、第2節の麻生エリアで片平地区とともに検討しています。

第2節 麻生エリア

1 地域概観

麻生エリアは、小田急小田原線や世田谷町田線による町田、新宿への接続、小田急多摩線や都市計画道路である尻手黒川線による多摩ニュータウンへの接続、横浜上麻生線による新横浜への接続などにより、「広域あさお」の各地区への移動が容易であることから、その中心部として位置付けることができます。

実際、川崎市でも新百合ヶ丘駅周辺地区を新都心として位置付けており、行政施設、市民施設、文化施設の設置や商業施設の立地の誘導に努めています。

エリア内の住宅地の状況を見ると、新百合ヶ丘駅の商業地域を中心として、取り囲むように整備されています。こうした住宅地は、都市基盤整備公団（旧住宅都市整備公団）及び民間の開発事業や土地区画整理事業によるものが大部分を占めており、柿生第1、第2、山口台、万福寺、向原等の土地区画整理事業等が行われてきました。特に、良好な環境を保つ観点から、この土地区画整理事業のうち、7地区について地区計画が定められています。

さらに、エリア内の市街化調整区域は、その住宅地を取り巻くように、岡上、古沢、細山、栗木・片平の一部、早野、王禅寺に位置しており、一団の緑地や農地が形成されています。そのうち、岡上及び早野では、農業振興地域の指定がなされ、良好な農地が保全されていますが、その他の市街化調整区域では、新百合ヶ丘の商業施設や住宅地の開発に触発され、開発意欲が高まり、乱開発が進み、虫食的に、農地、斜面林が転用されたことから、緑地や農地は急速に減少しています。

2 地区別の課題と方向性

麻生エリアの市街化調整区域は、都市近郊に位置する緑として、住民や労働者にやすらぎと潤いを与えてくれる貴重な存在です。

今後、新百合ヶ丘駅周辺地区については、情報基盤の整備を図り都市型産業を発展させていく一方で、緑地や農地と商業や工業の調和が図れるように、計画的な土地利用を誘導していくことが課題となります。麻生エリアを地区別に細分化し、各地区の持つ課題と方向性を検討します。

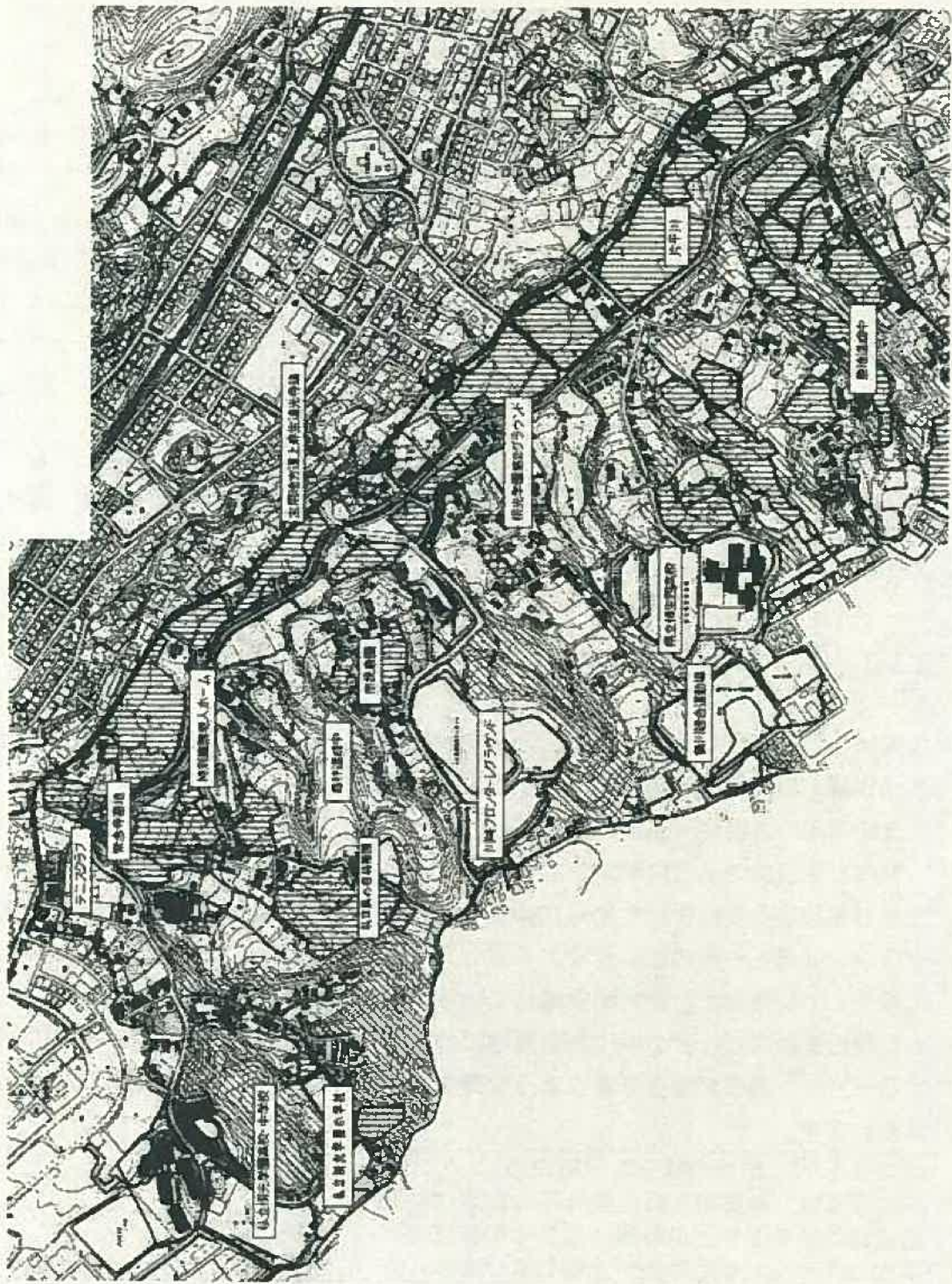
(1) 片平地区

栗木・片平

現状(図4-2-1)

栗木・片平は、小田急多摩線の栗平駅や五月台駅に近接し、各種公益施設や運動場などの整備が進んでいる市街化調整区域です。表4-2-1は、栗木・片平の現状をまとめたものですが、近隣では土地区画整理事業が行われ、住宅が立ち並ぶなど開発の影響を受けている地域となっています。

図 4-2-1 栗木・片平における土地利用の現況



課題

栗平駅から徒歩圏内に位置する区域については、幹線道路である上麻生連光寺線沿いであるため、都市的な土地利用が進んでおり、既存宅地を細分化した宅地分譲や建築許可を受けた住宅の建設が目につきます。さらに、公益施設やグラウンドが位置していること等から、農地が駐車場へ転用されることも多く、緑地や農地が急速

表 4-2-1 栗木・片平の現状

面積	地区面積	96.5ha
	宅地	10.0ha (既存宅地 2.6ha, 建築許可 7.4ha)
交通	鉄道	小田急多摩線栗平駅, 五月台駅
	道路	主要地方道町田調布線, 県道上麻生連光寺線 (都市計画道路尻手黒川線進捗率 74%), 都市計画道路栗木線 (進捗率 57%現道なし), 片平線 (進捗率 0%現道なし)
土地規制	宅地造成工事規制区域	
現状の土地利用	農地と住宅の混在	
	公益施設 (10.7ha)	県立柿生西高校, 桐光学園, 風の谷幼稚園, 特別擁護老人ホーム
	非建築物土地利用 (12.6ha)	川崎フロンターレのグラウンド, テニスコート, 乗馬クラブ, 市民農園, 駐車場, 資材置場, 墓地, 森林造成
近隣の状況	川崎市	栗木第 1, 2 区画整理事業済み住宅地, マイコンシティパート 1, 柿生第 1, 2 土地区画整理事業済み住宅地
	町田市	鶴川第 2 土地区画整理事業施工中
将来計画	緑農地区	

に減少しており, これを防止し, 既存宅地等の基盤整備と計画的な土地利用を誘導する措置を早急に講じる必要があります。

土地利用の方向性 (提案) (図 4-2-2)

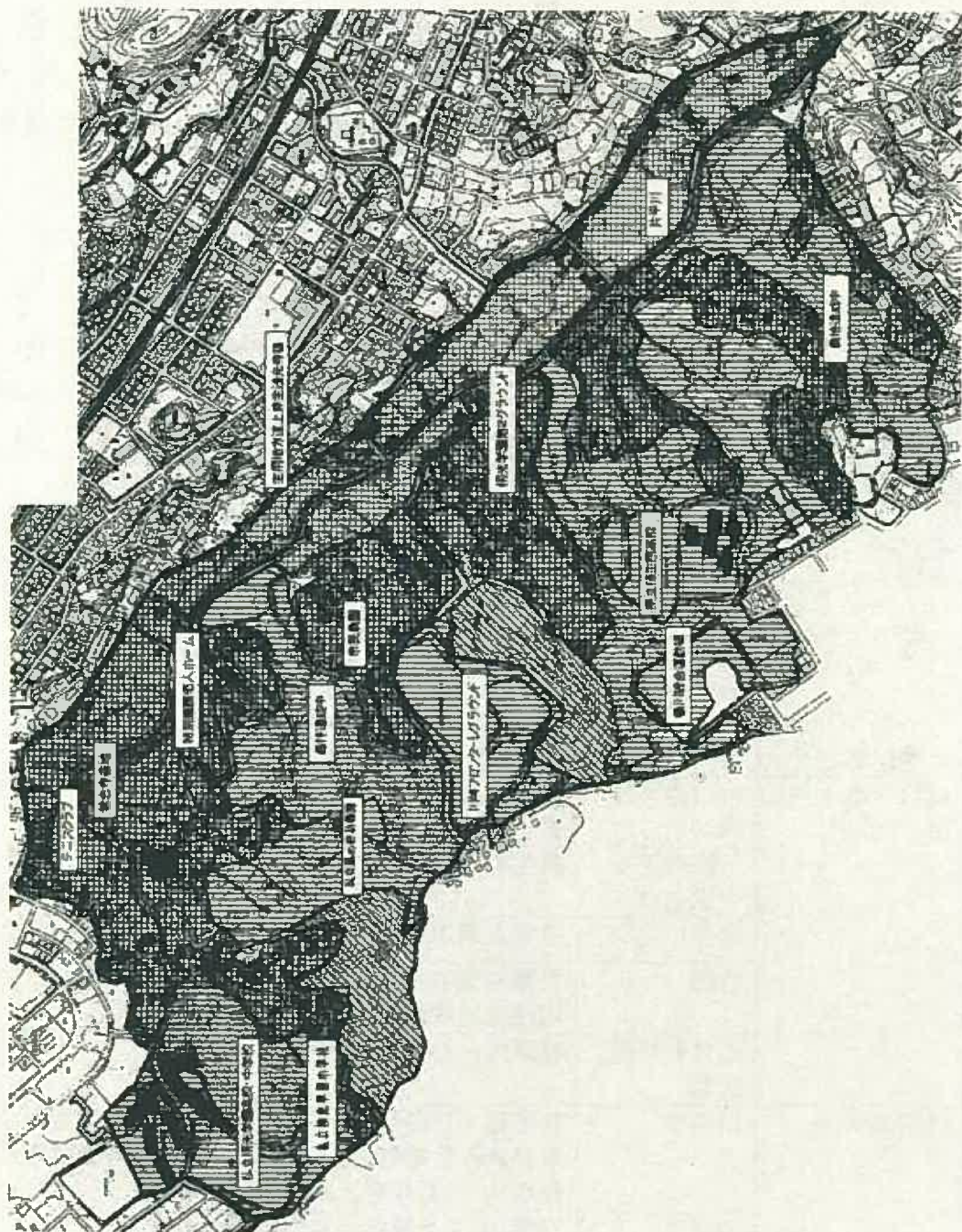
都市計画道路である尻手黒川線 (県道上麻生連光寺線) は, 計画されている片平土地区画整理事業に併せて拡幅整備します。現存する山林については, 学校施設, グラウンド等と一体的にレクリエーション施設として活用し, その周辺を緑地として保全していきます。住宅が立地している区域については, 戸建専用住宅を中心とした建設を誘導し, その中にある農地については, 市民農園として広く市民に開放する一方で, 農家が営農できるような環境整備を進めていくことが適切であると考えられます。

コラム 11 市境の様子 3 (町田市)

右の写真は, 町田市と麻生区片平の市境に位置する道路の様子です。川崎側は市街化調整区域で学校のグラウンドや幼稚園が立地していますが, 町田市側は住宅が目につくほか, 宅地造成も行われています。左にのびる尾根沿いの道路が市境となっており, 右にのびる道は尾根から町田市へと下っています。細い道で急カーブということもあり, 車はほとんど通っていません。しかしながら, 近くを都市計画道路が通ることになっており, これが完成すれば町田市から, 川崎市, 稲城市への通り抜けが容易になり, 重要な道路の一つになると考えられます。



図 4-2-2 栗木・片平における土地利用の方向性 (提案)



(2) 新百合ヶ丘駅周辺地区

小田急多摩線の急行が停車する新百合ヶ丘駅を中心とした地区です。川崎市麻生区の中心として、駅前には麻生区総合庁舎が位置しているほか、OPA、ビブレなどの大型店も出店しています。

川崎市の基本計画では、新百合ヶ丘駅周辺地区は商業・工業を育成するとともに、情報基盤の整備を図る地区と位置づけられています。

新百合ヶ丘駅周辺の開発により、以前と比較すると購買の市外流出は低くなってきており、特に若者層を中心として町田からの流入者数も増加してきています。今後、若年層に優位性を持つと言った特徴を活用していくことにより、他の商業集積といかに差別化を図っていくかが課題であるといえるでしょう。

五力田・古沢

現状(図4-2-3)

五力田・古沢は、小田急小田原線新百合ヶ丘駅や小田急多摩線五月台駅からから徒歩圏内に位置する市街化調整区域です。表4-2-2は、その現状をまとめたものですが、駐車場をはじめ資材置き場や各種商業施設など都市的な利用が行われています。

表4-2-2 五力田・古沢の現状

面積	地区面積	59.0ha
	宅地	1.8ha (既存宅地1.1ha, 建築許可0.7ha)
交通	鉄道	小田急小田原線新百合ヶ丘駅, 小田急多摩線五月台駅
	道路	主要地方道世田谷町田線(都市計画道路進捗率12%), 都市計画道路万福寺王禪寺線(進捗率100%)
土地規制	宅地造成工事規制区域 急傾斜崩壊危険区域	
現状の土地利用	世田谷町田線沿い	商業施設, サービス施設, 診療所, 薬局, 駐車場, 資材置場
	万福寺王禪寺線沿い	麻生警察署麻生土木事務所, 駐車場, 資材置場
	麻生川沿い	住宅と河川改修に伴う土地改良済み農地と桜並木
	西部	急傾斜崩壊危険区域に指定されている山林, 戸建専用住宅を中心とする住宅地及び農地
	五月台駅周辺部	駐車場として最近土地利用が増加
近隣の状況	川崎市	新百合ヶ丘商業地, 業務地, 栗木第1, 2区画整理事業済み住宅地, 柿生第1, 2土地区画整理事業済み住宅地, 万福寺土地区画整理事業計画決定
	稲城市	平尾・坂浜土地区画整理事業の計画
将来計画	緑農地区	

課題

新百合ヶ丘駅から徒歩圏内に位置する区域については、他の市街化調整区域と比較して、宅地以外の利用が多い状況となっています。実際、世田谷町田線沿いには、自動車販売店、店舗、ガソリンスタンド、診療所、薬局、住宅、駐車場、資材置場等様々な目的に利用されており、スプロール開発が急速に進んでいます。区域東側は麻生側及び鉄道敷地を含み、その他の土地には住宅と店舗が立地しているなど統一性のない土地利用となっています。

五月台駅から徒歩圏の区域西部については、急傾斜崩壊危険区域に指定されている山林部分が自然林として残っており、農地も広がっています。しかしながら、五月台駅に近接する農地については、駐車場に利用されている部分もあります。

図 4-2-3 五カ田・古沢における土地利用の現況



土地利用の方向性（提案）（図 4-2-4）

世田谷町田線沿線及び地域の東側の市街化調整区域については、新百合ヶ丘駅周辺と一体的な都心としての土地利用が好ましく、都市計画道路である世田谷町田線の拡幅整備とあわせて、市街化区域への編入を積極的に検討する必要があります。

一方、区域西部は、現況で山林、住宅、農地がバランスよく配置されていることから、山林及び農地は都心のオアシス、周辺に住む市民に潤いを与える緑地として位置付けるとともに、住宅については、区域内を東西に走る幹線道路（麻生 12 号線）沿いに既存宅地等の低層住宅が建設されているので、低層の住宅の立地を誘導し、基盤整備を進めていくことが適切であると考えられます。

図 4-2-4 五力田・古沢における土地利用の方向性（提案）



(3) 柿生地区

上麻生・下麻生

現状(図 4-2-5)

上麻生・下麻生は、小田急小田原線柿生駅に近接する市街化調整区域です。表 4-2-3 は上麻生・下麻生の現状をまとめたものですが、スプロール的に農地の転用が行われ、駐車場として利用されたり、近隣での開発の影響を受けている地域です。

課題

柿生駅から徒歩圏にある地域西側は、川崎市麻生環境センター、病院及びその駐車場に大部分が利用されており、さらに麻生病院の増築とそれに伴う駐車場の確保のために、現在農地として利用されている区域についても、農地転用が行われる計画となっています。この区域については、公益施設が存在するため、市街化を抑制する区域としての市街化調整区域の意味を持たないだけでなく、これ以上市街化を進めていくこともできない状況にあります。

図 4-2-5 上麻生・下麻生における土地利用の現況

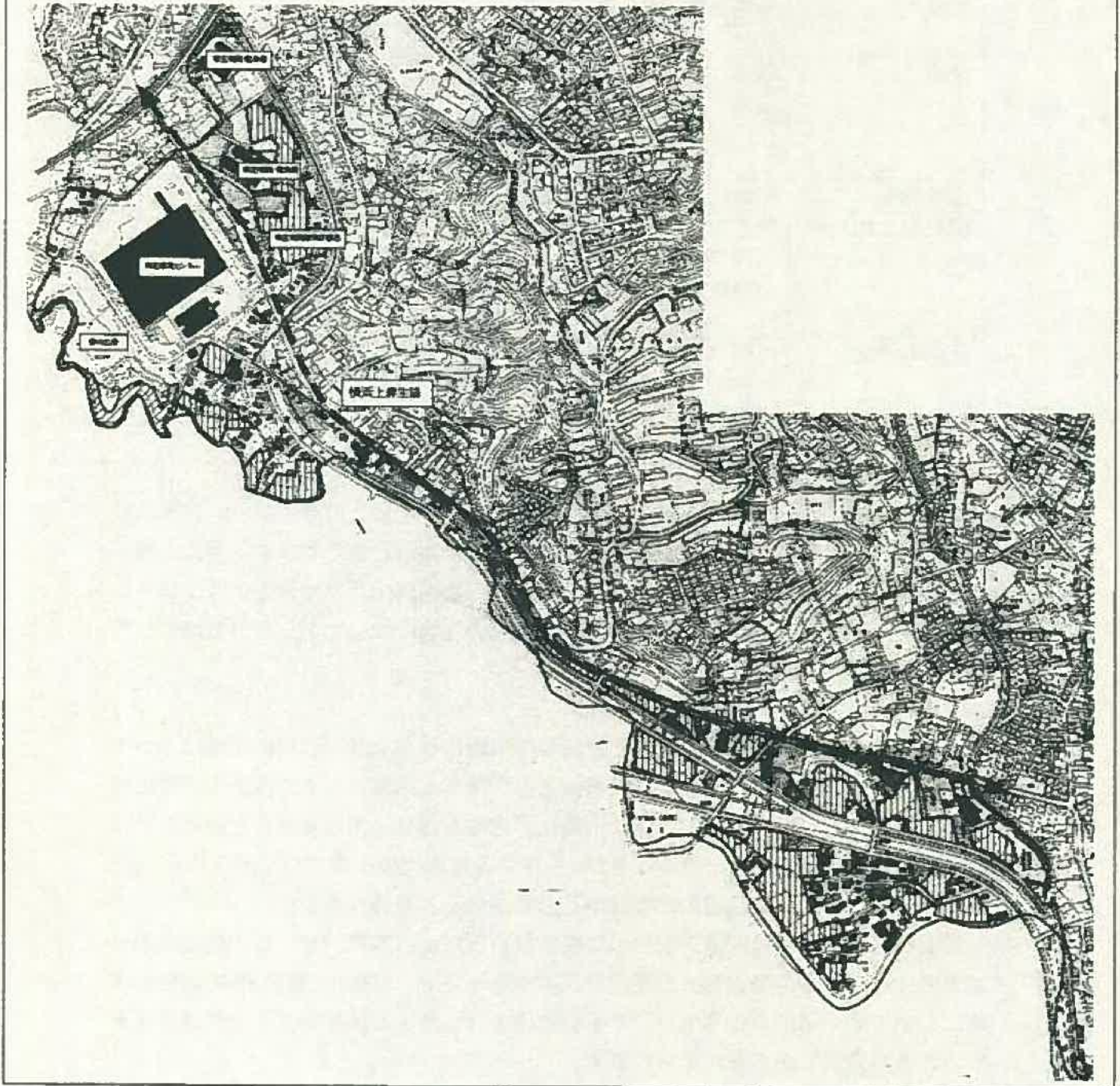


表 4-2-3 上麻生・下麻生の現状

面積	地区面積	34.0ha
	宅地	1.9ha (既存宅地 0.9ha, 建築許可 1.0ha)
交通	鉄道	小田急小田原線柿生駅
	道路	主要地方道横浜上麻生線(都市計画道路野川柿生線進捗率 35%), 主要地方道世田谷町田線(都市計画道路進捗率 12%), 都市計画道路柿生町田線(進捗率 0%現道なし)
土地規制	宅地造成工事規制区域	
現状の土地利用	麻生川河川敷, 駐車場, 資材置場, 農地と住宅が混在し, スプロール開発が進行している。	
	公益施設 (5.2ha)	麻生環境センター, 柿生病院, 麻生病院, 緑の広場。
近隣の状況	川崎市	人口集中地区
	町田市	基盤整備された低層, 中高層住宅地, 工業地区
将来計画	低層を主体とした田園型住宅市街地, 中高層住宅と低層住宅の調和した複合住宅市街地	

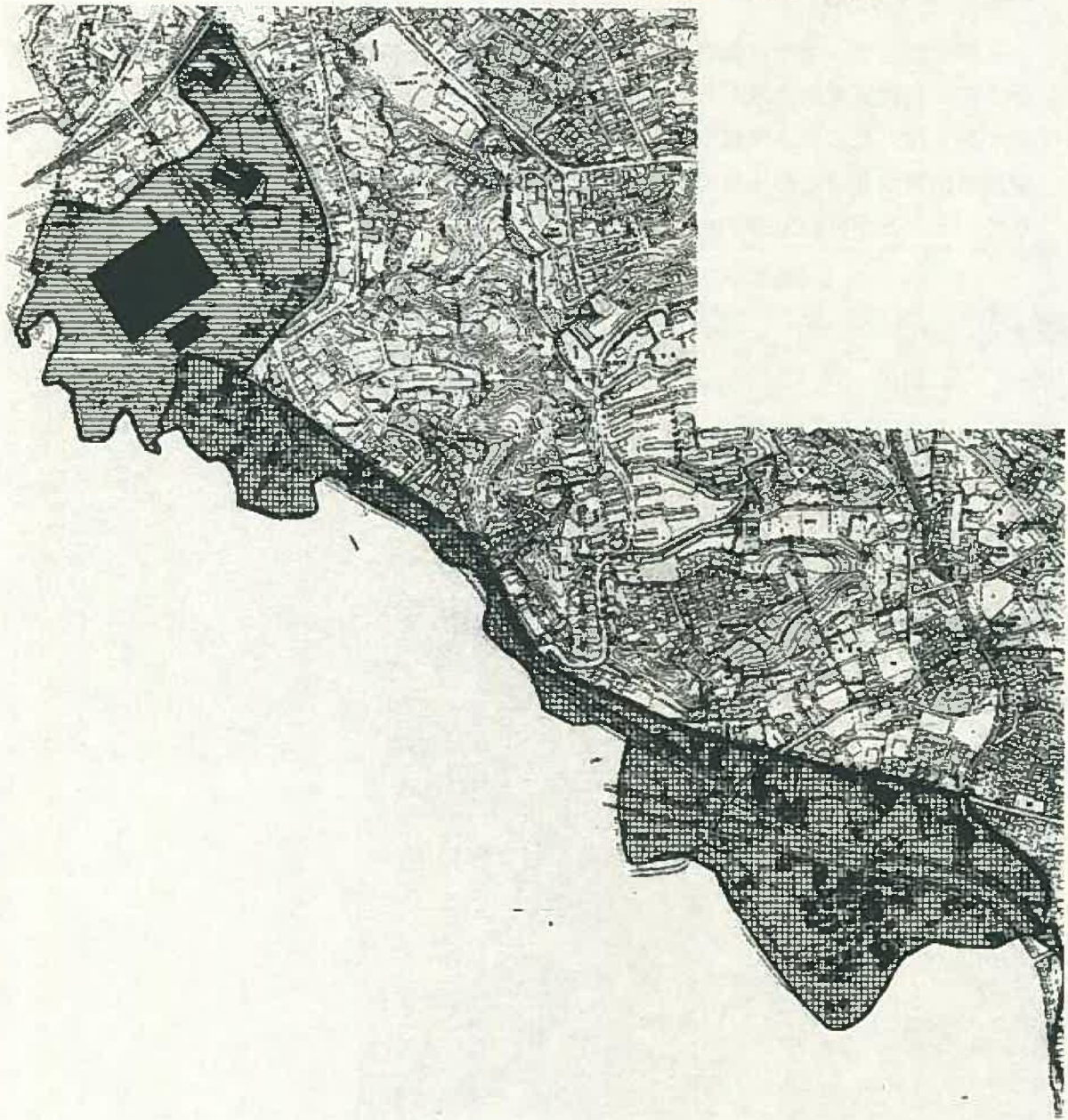
区域の東側は、麻生川、横浜上麻生線沿いに細長い地形となっており、区域も狭いことから、計画的な土地利用を図ることは困難であると思われます。特に、横浜上麻生線沿いでは、駐車場、資材置場等といった土地利用が目につき、スプロール的に開発が進められています。さらに、区域内の農地についても、資材置場や駐車場等への転用が増加しています。




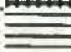
土地利用の方向性（提案）（図 4-2-6）

都市計画道路である柿生町田線と世田谷町田線には含まれた西側の区域については、現状では公益施設が建ち並び、市街化を抑制する区域としての市街化調整区域の機能を果たしていないこと、既に市街化が進んでおり、用途地域を定めることにより建築物に用途制限をかけるほうが、秩序ある市街化の形成につながることから、市街化区域への編入を積極的に検討する必要があると思われます。

東側の横浜上麻生線沿道と麻生川に挟まれた区域は、商業、サービス施設等の幹線道路にふさわしい景観と土地利用を誘導する一方で、麻生川（鶴見川）の南側の区域については、低層の住宅地として基盤整備を行い農地と調和させる住環境を誘導することが適切であると考えられます。

図 4-2-6 上麻生・下麻生における土地利用の方向性（提案）



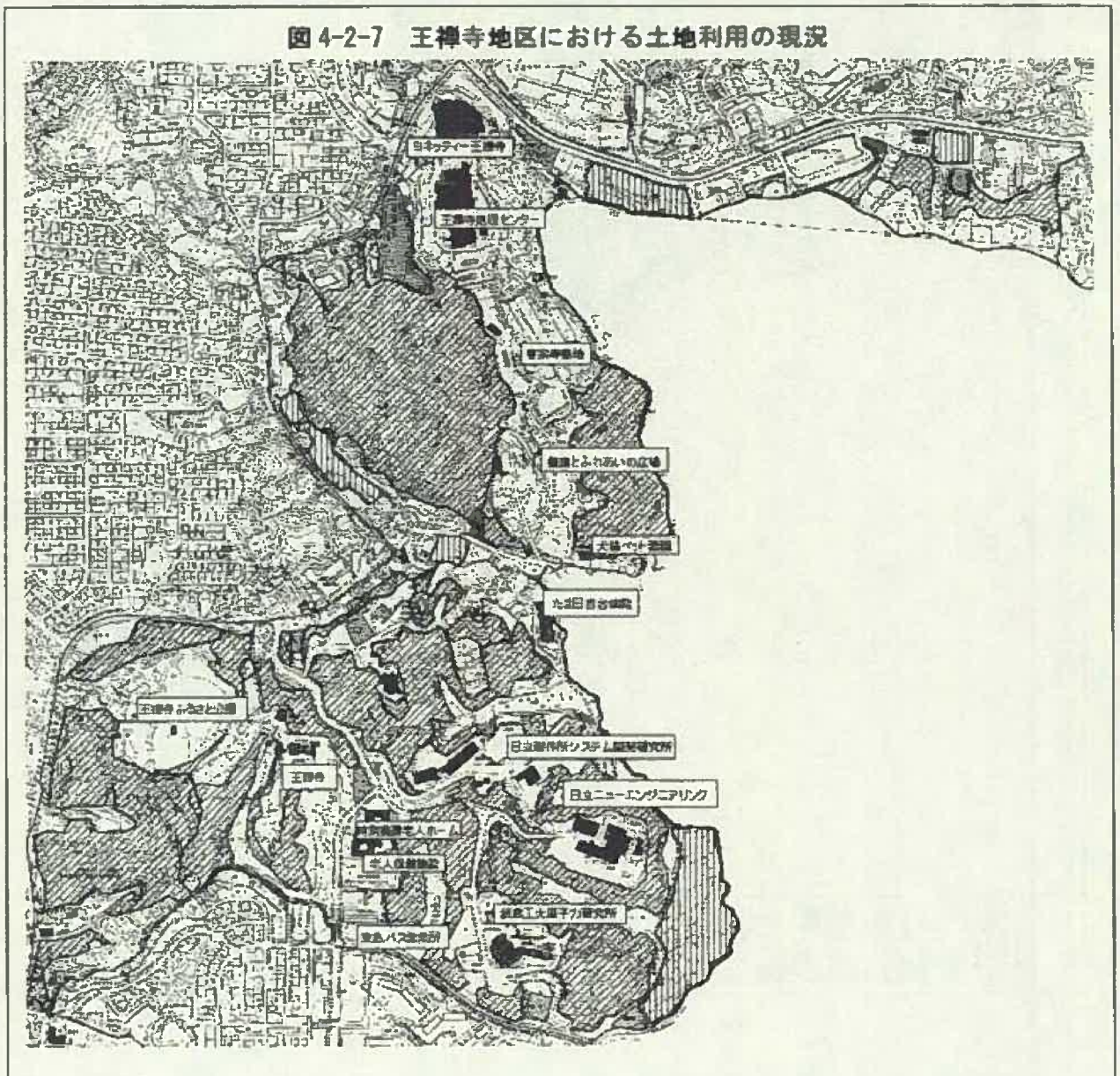
- | | | | |
|---|--------------|---|---------------|
|  | ① 緑農地保全区域 |  | ③ 低層住居誘導区域 |
|  | ② 施設誘導緑地保全区域 |  | ④ 市街化区域編入検討区域 |

(4) 王禅寺地区

現状(図4-2-7)

王禅寺地区は、都市計画道路である尻手黒川線沿線に位置しています。地区内には、第1種住居専用地域として良好な住宅が建ち並ぶ区域と市街化調整区域として緑が多く残されている区域が位置しています。表4-2-4は、王禅寺地区の市街化調整区域の現状をまとめたものですが、研究所や学校をはじめ多くの公益施設が位置していることが分かります。

図4-2-7 王禅寺地区における土地利用の現状



課題

地区内の市街化調整区域については、公益施設や研究施設が統一性を持たずに立地しているため、明確な土地利用に関する方針を打ち出して、適正に誘導する必要

があります。既存の住宅地については、低層の戸建専用住宅が中心となっているので、低層住宅を中心とした土地利用を今後も誘導する検討を行う必要があります。一方、都市計画道路である野川柿生線の整備に伴い、その沿道では、農地が資材置場へ転用されており、沿道の整備を進めるとともに、農地と斜面林の保全を行っていくことが必要です。

表 4-2-4 王禪寺地区の現状

面積	地区面積	81.0ha
	宅地	2.9ha (既存宅地 0.9ha, 建築許可 2.0ha)
交通	鉄道	小田急小田原線新百合ヶ丘
	道路	尻手黒川線 (都市計画道路進捗率 74%)、早野菅線 (都市計画道路進捗率 35%)
土地規制	宅地造成工事規制区域 急傾斜崩壊危険区域	
現状の土地利用	農地と住宅の混在、農地を資材置場への転用が多い	
	公益施設 (9.2ha)	清掃場、余熱利用施設、総合病院、特別擁護老人ホーム、老人保健施設、バス営業所
	非建築物土地利用 (3.2ha)	王禪寺ふるさと公園、健康とふれあいの広場、墓地、ペット霊園、釣堀 (計画中)
	その他	建材卸売センター、産業廃棄物施設、システム開発研究所、原子力研究所
近隣の状況	川崎市	早野土地区画整理事業済住宅地、基盤整備された戸建専用住宅を中心とする住宅地 (地区計画区域)
	横浜市	基盤整備された中高層住宅地
将来計画	緑農地区	

土地利用の方向性 (提案) (図 4-2-8)

地区内には、大規模な民間研究施設をはじめ様々な施設が立地しており、これらの施設内に緑が残されていることや、川崎市内でも代表的な王禪寺ふるさと公園が位置し、域内に緑地を多く確保していることから、結果として緑の多い地域を形成することとなっています。

こうした現状を踏まえると、緑地の保全が施設の立地により行われていることも否定できず、大規模な非建築物系の施設や公益施設の立地を適正に誘導し、施設内での緑地の確保を義務づけることによって、緑地を保全していく方法も検討されるべきであるといえます。現在計画されている釣堀 (面積約 5ha) については、敷地の約 6 割を緑地として確保する計画となっています。こうした事例は、施設等が適正に誘導されれば、細分割されて土地利用が行なわれるよりは、緑が確保されることを示しています。

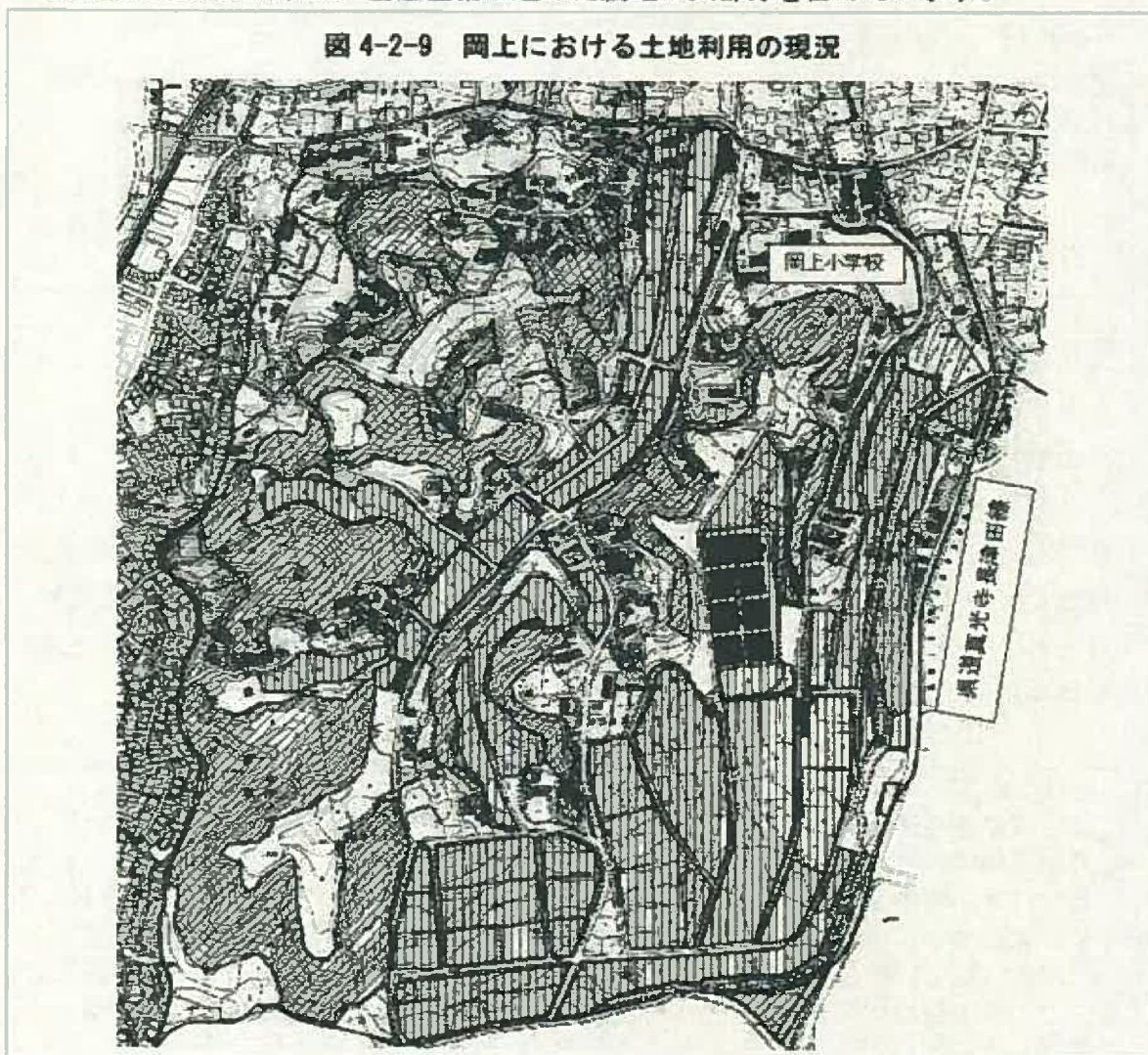
いることもあって地域内の骨格となる都市計画道路網は十分とはいえません」と、市街化調整区域が多くを占める本市側でのインフラの整備の遅れが指摘されています。

岡上

現状(図4-2-9)

岡上は、その大部分を市街化調整区域が占める川崎市の飛び地といわれている区域です。表4-2-5は、岡上の市街化調整区域の現状をまとめたものですが、農業振興地域の指定が行われ、基盤整備の進んだ農地が大部分を占めています。

図4-2-9 岡上における土地利用の現況



課題

岡上の農地については、基盤整備が行われ良好な農地として保全されていますが、それを取り囲む斜面林については、虫食いのために墓地や資材置場等に利用されています。既存集落は、戸建専用住宅を中心に立地していますが、最近では低層の共同住宅への変更等が目立つようになってきました。

表 4-2-5 岡上の現状

面積	地区面積	74.0ha	
	宅地	2.7 ha (既存宅地 1.4ha, 建築許可 1.3ha)	
	農地	73.6ha (畑 29.2ha, 田 3.6ha, 農業用施設用地 0.3ha, 山林・原野 22.2ha) ha	
	農家数	専業 8 戸, 第一種兼業 8 戸, 第二種兼業 40 戸	
交通	鉄道	小田急小田原線鶴川駅	
	道路	県道真光寺長津田線 (都市計画道路進捗率 0%未整備), 都市計画道路柿生町田線 (進捗率 0%, 未整備現道なし)	
土地規制	宅地造成工事規制区域 農業振興地域, 農用地		
現状の土地利用	大部分が基盤整備された農用地, 住宅と農業施設が立地, 岡上小学校, 岡上町内会館, 墓地		
近隣の状況	川崎市	人口集中の住宅地	
	町田市	鶴川駅前土地区画整理事業 (一部完了) による商業地, 市街化調整区域, 基盤整備された戸建専用住宅を中心とする住宅地 (地区計画区域), 玉川学園	
	横浜市	基盤整備された住宅地, 緑山スタジオ, 奈良風致地区	
将来計画	緑農地区		

土地利用の方向性 (提案) (図 4-2-10)

基盤整備された農地については, 今後も保全していく一方で, 斜面林については川崎市, 町田市, 横浜市の住宅地の中で貴重な緑・農地として位置づけ, その保全を推進していきます。さらに, 町田市の基本計画では, 鶴川駅周辺は副次核に位置付けられ, 開発の計画があることから, 川崎市側についても, 調整を取りながら土地利用を進めていく必要があるといえるでしょう。

コラム 12 飛び地の秘密 岡上の合併

麻生区の南西にあり, 南が横浜市青葉区と接しているほか, すべてが町田市と接している地域, それが川崎市の飛び地といわれる岡上です。

岡上村は, 明治 22 年の市制・町村制の施行の際には, 柿生村と一緒に事務を行ったり, 大正 2 年には「柿生村外一ヶ村事務組合」を設立して村政の全部を柿生村と一緒にやるなど, 柿生村との関係を強化してきました。その後, 町村合併が進展する中で, 岡上村は従前の柿生村との関係を重視し, 柿生村とともに川崎市への編入を選択しました。

こうした歴史を持つ岡上との関係を, 今後どのようにしていくかも北部地域を見直す上での課題の一つであるといえるでしょう。

図 4-2-10 岡上の土地利用の方向性（提案）



- | | |
|--------------|---------------|
| ① 緑農地保全区域 | ③ 低層住居誘導区域 |
| ② 施設誘導緑地保全区域 | ④ 市街化区域編入検討区域 |

玉川学園

川崎市岡上と連続する玉川学園を中心とした緑豊かな区域です。玉川学園内の緑地環境を中心に周辺は緑豊かで閑静な住宅地となっています。玉川学園大学グラウンドは、火災や地震など災害時の避難場所として指定されています。この区域は、市街地における防災空地としてだけでなく、市民にうるおいと安らぎを与えてくれる重要な緑の拠点となっています。

奈良

風致地区（指定面積：227ha）に指定されており、こどもの国を中心に良好な自然環境と住宅地が形成されています。地域内で行なわれる開発行為に対して、風致地区内開発行為指導要綱により、開発区域面積の10%以上の緑化区域の確保や建築行為等に対して敷地面積50㎡あたり1本以上の植栽を指導しています。

(6) 早野地区

早野地区は、横浜市青葉区と接する比較的規模の大きな市街化調整区域です。川崎市側では農業振興地域に指定され基盤整備された農地の活用が行われているほか、早野聖地霊園を中心に緑地も確保されています。一方、横浜市側も寺家ふるさと村が位置するなど農業を中心とした土地利用が見られます。

早野

現状(図4-2-11)

早野は、鉄道の駅から離れており、開発の影響をあまり受けていない区域です。

図4-2-11 早野における土地利用の現況

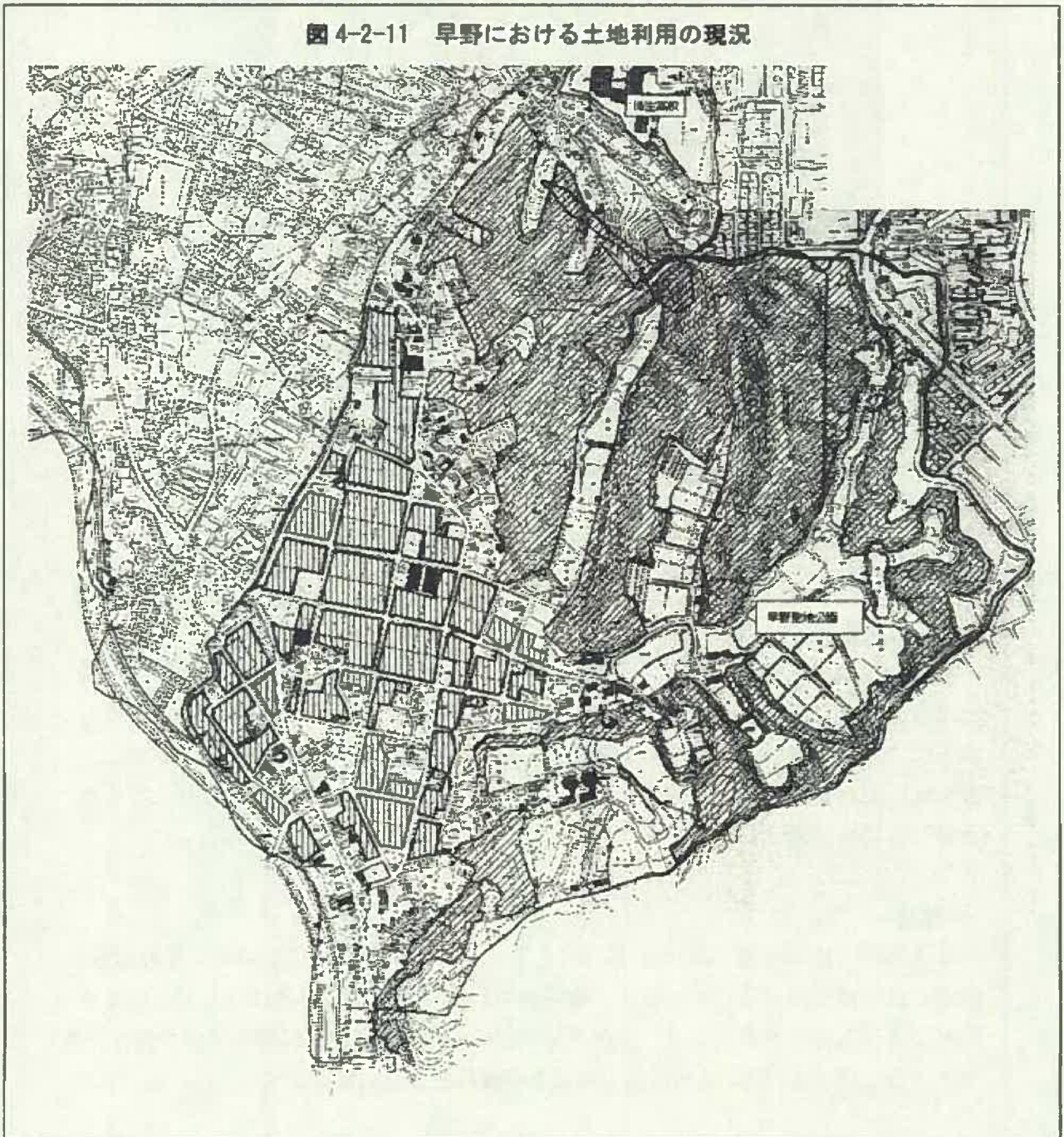


表 4-2-6 早野地区の現状

面積	地区面積	107.0ha
	宅地	3.1ha (既存宅地 2.0ha, 建築許可 1.1ha)
	農地	33.6ha (畑 11.8ha, 田 5.0ha, 農業施設用地 0.3ha, 山林・原野 14.9ha)
交通	鉄道	小田急小田原線柿生駅
	道路	主要地方道横浜上麻生線(都市計画道路進捗率 35%, 菅早野線進捗率 31%)
土地規制	宅地造成工事規制区域 農業振興地域, 農業振興地域内農用地	
現状の土地利用	大部分が基盤整備された農用地, 住宅と農業施設が立地, 早野聖地霊園, 市民農園, 県立柿生高校	
近隣の状況	川崎市	早野土地区画整理事業済住宅地, 基盤整備された人口集中地区
	横浜市	基盤整備された中高層住宅地, 寺家ふるさと村を含む農業専用地区, 鉄町・大場町・市ヶ尾町の土地改良区(農用地区域, 観光農業振興地域)
将来計画	緑農地区, 公園緑地	
その他	標高 30~80m の細長い尾根が幾本も発達しその間に谷戸が入り込む丘陵地。 平成 10 年に早野聖地公園ボランティア要綱が施行され, 地元農業者を中心に里山管理をボランティアが行っている。	

課題

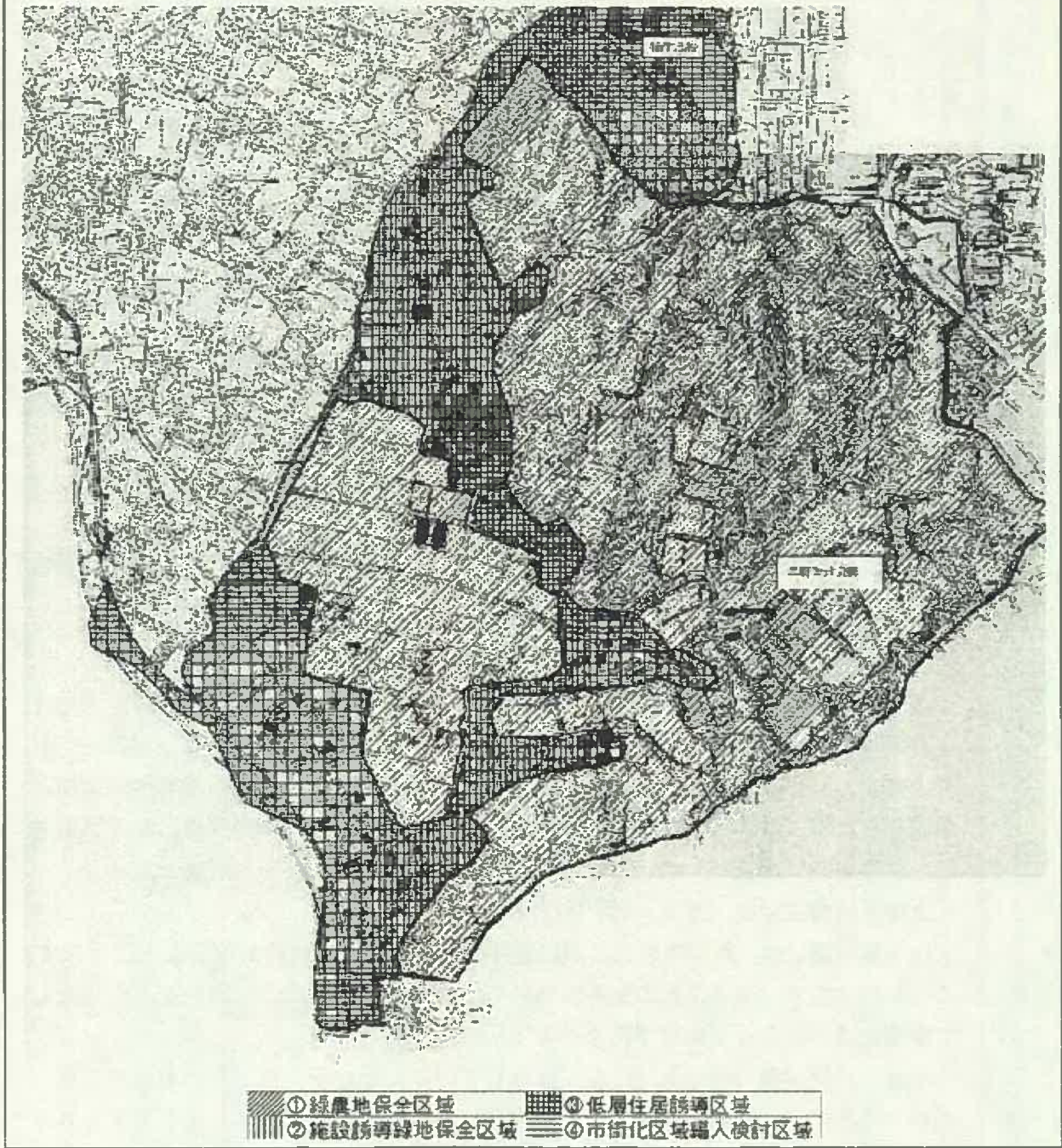
区域の大部分が、早野聖地霊園、緑地保全協定地区及び農業振興地域内農用地により占められていることから、その保全が担保された良好な緑地や農地が形成されています。しかしながら、最近では農業振興地域内農用地の資材置場等への無断転用が見られるようになってきました。さらに、野川柿生線、早野号線、横浜上麻生線沿いで市街化が進行しているため、農用地に影響のおそれがあります。

土地利用の方向性（提案）（図 4-2-12）

山林及び農地は、周辺住民に潤いを与えることから、積極的な保全を図ります。こうした一方で、道路沿線の住宅については、緑地と農地に囲まれた低層住宅として整備を進めることが適当であると考えられます。

早野は、横浜市の寺家及び中里に隣接していることから、横浜市とも連携を図っていくことで、一体的な農地の保全や積極的な農業振興が可能になると考えられます。

图 4-2-12 早野における土地利用の方向性 (提案)



コラム 13 早野聖地公園の歴史

昭和 44 年 5 月に、川崎市は早野聖地公園を都市計画決定しました。当時、早野は世帯数 129 戸、人口 579 人、町域面積 94.78ha の寒村でしたが、都市計画決定により、その半分の 50ha が聖地公園の計画区域となり、その他の区域は、昭和 46 年に市街化調整区域となり、さらに翌年 3 月に農業振興地域に指定されました。こうした結果、平成 10 年 10 月 1 日現在、世帯数 234 戸、人口 671 人で、周辺地域とは対照的な農地と里山景観が残されています。聖地公園計画区域の 70%にあたる 35ha が山林、池、湿地で占められた里山風景を残しています。

谷戸には江戸時代から稲作に利用されてきた鶴見川水系のため池が 7 箇所あります。一地域に多数のため池が見られるのは川崎市では早野のみで、ため池周辺は湿地が多く、現在でも、なお、動植物の種類が豊富な地域です。

こどもの国周辺・寺家

こどもの国の周辺や寺家は、横浜市の北部に位置し、隣接する川崎市部分と同様に、土地区画整理事業等により基盤整備された住宅地と市街化調整区域が共存しています。

市街化調整区域部分には、こどもの国⁴⁴や寺家ふるさと村⁴⁵、住吉の森水源の森が立地しており、樹林地や農地を市民と農のふれあいの場として活用しながら、良好な樹林地については水源の森として緑地保全地区に指定し、保全を図っています。

現在、中里（鉄町、大場町、市ヶ尾町）の土地改良区を中心に梨の観光農園が定着している一方で、下谷本町での横浜青葉インターチェンジの整備など、都市基盤整備が進められています。この地域を農用地区域、観光農業振興地域に指定し、横浜市「恵みの里」⁴⁶の候補地として、梨の観光農園や体験農園を振興するとともに多様なレクリエーション拠点として整備を進めようとしています。

中里は、早野と隣接していること、早野も中里と同様に土地改良が行なわれた農地であることから、連携が推進されれば、さらなる農業振興に寄与すると考えられます。

⁴⁴ こどもの国周辺（約 800ha）は、横浜市の緑地の 7 大拠点の一番北に位置し、こどもの国（約 60ha）や寺家ふるさと村（86ha）、住吉の森水源の森（9ha）が中心となっている。

⁴⁵ 寺家ふるさと村は、川崎市早野と市境を挟んで隣接する寺家に位置し、良好な田園風景を有する農業地域として、寺家ふるさと村の指定を横浜市から受けている。この指定とともに、横浜市は、農業の生産基盤施設の建設と併せて、ふるさと村の訪問者が楽しむことのできるレクリエーション施設も整備し、広く市民が自然、農村文化に親しむことのできる場を提供しています。観光農業の拠点となる「四季の家」は、地元農業者が管理運営委員会を作って管理しており、農業・自然・文化の紹介やレストラン経営、天然記念物のミヤコタナゴの飼育展示などを行っている。P60 事例研究 6 寺家ふるさと村参照。

⁴⁶ 「恵みの里制度」は、横浜市が、市民と農とのふれあいを通じて地域ぐるみで農業の振興を図るため、市街化調整区域を中心に地域の特産物の生産振興や市民の願いや農体験の拠点を整備する制度をいう。

三輪

この地域は、こどもの国や寺家ふるさと村（横浜市青葉区）と一体となった自然環境に恵まれた緑地となっており、都旧跡に指定された下三輪玉田谷戸横穴古墳群があり、尾根と谷が入り組んだ谷戸には美しい水田が広がっています。横浜市では、豊かな自然環境と歴史が調和した拠点として保全を進めています。

コラム 14 市境の様子4（横浜市青葉区）

右の写真は、横浜市青葉区と麻生区の市境にある虹ヶ丘団地の様子です。道路を境として、左側が川崎市、右側が横浜市となっていますが、一体的な感じが大変強く、標識もないため、特に意識しなければ市境であるとは分からない状況となっています。これは、都市基盤整備公団（旧住宅都市整備公団）が一体的に建設した団地であることに起因していると考えられ、麻生区の市境部分としては珍しいケースであるといえるでしょう。



第3節 地区別まとめ 一土地利用の今後の方向性

本節では、これまでの多摩エリア及び麻生エリアの地区別の土地利用に関する方向性の検討を踏まえて、川崎市内の市街化調整区域における土地利用の方向性を示すこととします。

表4-3-1は、第3章1節のゾーニングの手法を用いて、川崎市内における市街化調整区域の土地利用の方向性をまとめたものです。これからは、本市の市街化調整区域の現況がそれぞれ異なっており、それに応じた対応も異なってくるのが分かります。

表4-3-1 川崎市内の市街化調整区域の方向性

	名称	その方向性			
		①緑農地 保全区域	②施設誘導 緑地保全区域	③低層住居誘 導区域	④市街化区域 編入検討区域
多摩エ リア	細山		←→		
	黒川東	←→		←→	
	黒川南	←→		←→	
麻生エ リア	栗木・片平	←			→
	五力田・古沢	←			→
	上麻生・下麻生			←→	←→
	王禅寺	←			→
	岡上	←→		←	
	早野	←→		←	

- ①緑農地保全区域：緑地や農地として保全していく区域。
- ②施設誘導緑地保全区域：一部緑地を残し又は緑地を造成し、非建物系の土地利用又は、緑地の中に立地するのが好ましい建築物（例えば、療養型の病院や高齢者施設などが考えられる）を配置する区域。
- ③低層住居誘導区域：戸建専用住宅を中心とした低層住居を配置する区域。
- ④市街化区域編入検討区域：市街化区域への編入を積極的に検討する区域。

同様の現況を有しているものであっても、鉄道の駅へのアクセスなどにより、対応の緊急度は異なることから、緊急度に対応した政策運営を行っていくことが必要であるといえるでしょう。

第5章 まとめ

本報告書では、これまで個別の課題や地域における連携の可能性を検証してきました。本章では、まとめとしてテーマ別の提言内容を踏まえた連携の持つ意味やその基礎となっていくと考えられるものについて検討するとともに、この報告書で検討することのできなかつた部分を今後の課題として提示することとします。

(1) 提言内容と連携のタイプ

表5-0-1は、本報告書におけるテーマ別の提言内容をまとめたものです。テーマ、提言内容ともに多岐にわたっていることから様々な分類が可能ですが、第2章で述べたTYPEに基づき分類を行っています。

表5-0-1 政策提言と連携のタイプ

政策提言	TYPE I	TYPE II	TYPE III	TYPE IV
都市計画				
ゾーニングの実施			←→	→
土地利用検討委員会の設置			←→	→
緑地・農地の保全			←→	→
緑地保全				
多摩丘陵保全会議の開催			←→	→
多摩丘陵市民ネットワークの形成の支援				←→
多摩丘陵保全に向けた新たな仕組みの構築				←→
農業振興				
広域あさお農業振興検討会の発足			←→	→
楽農パークの設置	←→		←→	→
工業・商業振興				
都市型産業の推進			←→	→
研究開発型産業の推進			←→	→
各商業集積間の棲み分け			←→	→
大型店の適正配置			←→	→
観光資源の共同利用の促進を			←→	→
公的関与のあり方に関する見直し				←→
施設利用				
麻生図書館と町田市立図書館の相互利用		←→		
川崎市立図書館と横浜市立図書館の相互利用		←→		
川崎市立中央図書館(仮称)の設置	←→		←→	

連携の類型

TYPE I：効率性重視型、TYPE II：住民サービス向上型、TYPE III：利害調整型、TYPE IV：ネットワーク型

全体として、TYPE IIIの調整型連携に関する提言内容が多く、各行政主体間で調整を図りながら、連携を進めることにより、広域的に政策の最適化を図る必要性があることがうかがえます。さらに、TYPE IVのネットワーク型の連携について

も、多くの提言内容にみられ、今後は民間活力の導入を図りながら、行政は側面支援にまわるような施策展開が必要となっていくことが分かります。

(2) テーマ別の政策提言から見てきたもの ネットワークの構築の根本にあるもの

テーマ別の政策提言の中ではネットワークの構築ということが多く指摘されていました。このネットワークについて、よく言われる産学官の連携のケースについて、組織重視型とヒューマンインターフェース重視型という二つの概念を用いて、その意味について検討してみます。

組織重視型の産学官連携を図式化したものが図5-0-1です。この中では、

産業界、大学、行政がそれぞれ個別の組織体として捉えられており、組織をベースとしてシステム的に産学官の連携を図っていこうとする意図が読みとれます。しかしながら、終身雇用を基本として、雇用流動性の低い日本の雇用システムの中では、各主体間の移動はほとんどありません。この状況下で、既存の組織的な枠組みにとらわれ、システム化した形でネットワークを構築していこうとしても失敗するケースが多いと考えられます。

一方、図5-0-2は、ヒューマンインターフェース重視型を図式化したものです。この中では、各組織よりも特に人というインターフェースが重要視されており、人をベースとしたネットワークを構築していこうとする意図が読みとれます。

実際、情報化の進展とともに、メール、メーリングリスト、チャットなど様々な技術を用いて情報交換が行われるようになり、ネットワーク社会の到来が叫ばれるようになりました。

しかし、重要なのは、ネットワーク社会といえども、社会・経済活動のあらゆるフェーズで人というインターフェースが介在しており、これを基本として各主体の間での情報交換やネットワークキングが行われている点であるといえます。情報化の進展した現在の社会でも、フェイス・ツー・フェイスの

図5-0-1 産学官の連携の概念図
(組織重視型)

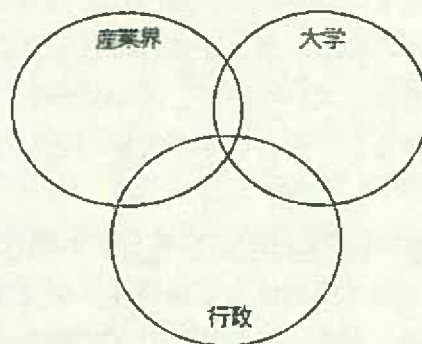
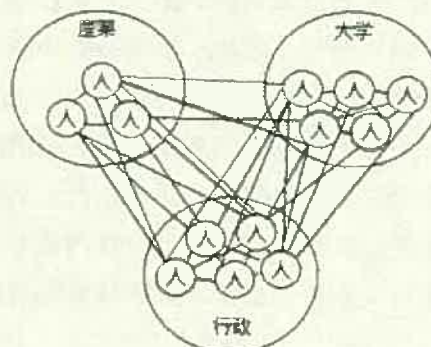


図5-0-2 産学官の連携の概念図
(ヒューマンインターフェース重視型)



コミュニケーションの重要性は依然として高いと考えられます。実際、産学官の連携やネットワーキングを目指した組織の中でもオフ会が盛んに行われており、酒を飲み交わしながら意見や情報の交換を行っていました。

こうした現状を分析すると、ネットワーキングをすすめる上ではシステムに載っている公式な(formal)な委員会よりも、非公式な(informal)組織間の交流が重要であり、こうした活動こそがネットワークの形成に大きく貢献するという図式が見えてきました。

行政間の連携を推進する際にも、行政が民間との連携を推進していく場合にも、人というインターフェースが存在しており、そのインターフェースをいかに活性化していくか、太いものにしていくかといったことが大変重要であるといえ、人の存在が依然として大きな意味を持つといえます。

連携の推進のために求められる職員像

地方分権の推進による自治体への権限委譲により、自治体職員にも立法能力や政策形成能力が必要となることが指摘されていますが、連携を推進していくには、さらに職員の積極性や専門的知識の取得、広範な施策の理解が必要になるといえます。

ネットワークを形成していく上では、積極的に様々な人と会い、意見交換などを通じて相互の信頼関係を構築していくことが必要であり、意見交換を充実させたものとするには専門知識とともに、施策全般を理解しておくことが重要であるといえます。

政策目標重視

テーマ別の現状分析の中で、縦割り行政の弊害が指摘されていました。これまで、行政の肥大化が進む中で、職務の分化や官僚化が進められた結果、自分の所属する課や部の権限をいかに守るか、いかに予算を獲得するか、いかに人員を保つか、どのように他の組織の権限を侵害しないか、といった組織的な問題に重点が置かれるようになり、政策目標の達成が軽視されるようになってきました。

実際、一つのプロジェクトを立ち上げる際にも縦割りの中で様々な部署に許認可の手続きを行ったり、補助金の申請をするといったことが行われてきました。

広域行政をすすめていくためには、組織重視の視点を捨て、政策目標の達成を重視することが必要であり、行政組織内部の意志疎通を活発化させ、フレキシブルな行政システムの構築を図ることも必要であるといえます。特に、政策目標重視の視点を押し進める上では、行政内部で情報の共有化を推進し、互いに情報をガラス張りしておくことで、最適な意志決定を行うことが重要です。

連携に関する政策実験室としての北部地域

本報告書では、「広域あさお」という麻生区を中心とするエリアを設定し、分析を行ってきました。前述のとおり、多くの自治体が軒を並べる「広域あさお」は、現在も開発がすすめられており、資源の広域的な分配を行うシステムの構築が可能な区域です。

今後、地方分権の推進による自治体への権限委譲や地方財政の現状を踏まえた効率的・効果的な行政の推進への要請などから、各地方自体が連携を推進していくことは不可欠であるといえます。しかしながら、本市の南部では、京浜工業地帯としての国策との関連性や地理的状況から、自治体レベルで独自に連携を推進していくには困難が伴います。

こうしたことから、麻生区を中心とする「広域あさお」を連携に関する政策実験室として活用すれば、様々な連携を通じた政策実施の効果の測定が可能となるとともに、北部の行政サービスの充実にも資すると考えられます。特に、これまで政令指定都市として、指定都市の中で横並び的に情報の共有などを行ってきた状況を改善する上でも、市境を共有する「広域あさお」の自治体と連携していくことは重要であると考えられます。

(3) 連携に関する提言

表 5-0-2 は、(2)の内容を踏まえ、今後連携をすすめていく上での提言をまとめたものです。

表 5-0-2 連携に関する提言内容

- ① 連携に当たっては非公式な関係の構築にも努めること
- ② 自治体職員がその枠を超えて一步踏み出していくこと
- ③ 自治体職員がスペシャリスト的指向を持つこと
- ④ 政策目標の達成を第一に考えて連携を推進していくこと
- ⑤ 北部地域を自治体連携の実験室として活用すること

非公式な関係の構築、自治体職員の積極性や専門性の向上など、連携の推進に当たっては、職員の資質やがんばりが重要になると考えられます。また、川崎市の北部地域を単に南部との比較で捉えるのではなく、他都市との関係から捉え直し、自治体連携の実験室として活用していくことが期待されます。

(4) 今後の研究課題

近隣都市との意思決定プロセスは、他都市との討議を重ねるなかで、各市が独自に決定していく必要があるといえます。その際には、近隣市との関係を踏まえながら、市民生活に着目していくことが重要になるといえるでしょう。

市民生活に着目しながら行う都市間連携には、実際に住民の意向を検討することが重要ですから、「なぜ連携を推進したか」についてアカウンタビリティを確保していくことが必要であるといえます。しかしながら、現在よく言われる「市民参加」という言葉は、参加させてやるといった「お上」的な側面があるといえ、昔から地域で活動している方から求められているのは、行政側が市民によるまちづくりを学び、きちんと要望を受け止めるという「行政参加」なのかもしれません。特に、市民のニーズが政策根拠であるとすれば、市民生活の広域化に対応した行政連携が行われなければ、十分な市民サービスの提供は今後困難であるといえます。

しかし、本研究では、直接に市民との連携を詳述することはできませんでした。むしろ、検討の中心は、行政の枠組みの中でどのような連携が求められているかということが中心でした。しかし、行政の枠組みを検討すればするほど、その前提となっている市民の意向や活動が深い意味をもってくるといえ、本研究でも市民自治の課題をどのように捉えるかという課題があったわけです。この点を記述できなかったことは今後の課題として銘記しておきたいと思います。

コラム 15 自治体間の多様な政府間関係 —政策連合の可能性

地方分権が叫ばれている中で、各種権限を委譲した場合に自治体にその「受け皿」としての能力を確保しようとする受け皿論が再び注目されてきており、2000年の介護保険の導入とも相まって、その議論は真実味を帯びたものとなってきています。実際、地方分権推進委員会の勧告の中でも20万人以上の人口を有する市とそれ以下で委譲する権限内容に差異が見られ、人口20万程度を財政力の下限としているようにも思われます。

こうした動きは市町村に総合的な行政能力を求める動きであるとも考えられますが、多様な人口、行政区域を有する市町村を単に総合的な行政能力のみでとらえることは困難であるといえ、単なる行政能力を越えた多様な自治体間連携が求められてくると思われます。

こうした自治体間連携のオプションの一つとして、政策連合も形成されてきています。この例としては、自然環境保全を目的として共同歩調をとっている四万十川流域の自治体や域内図書館の越境貸し出しを行っている岡山・広島・鳥取・島根の県境16市町村でつくる「県境サミット」などがあげられます。

この報告書であげた多摩丘陵から三浦半島に至る緑地帯に関しても民間レベルでは、すでに緑地保全運動が開始されており、広域的な政策連合の枠組みが構築されれば緑地保全の動きが加速されることは間違いなく、政策連携を進めていく必要性を示唆している一例といえるでしょう。

おわりに

本研究チームは、約半年にわたり月2回程度の活動を行ってきました。研究といっても、会議室の中だけでなく、積極的に近隣自治体や諸団体を訪問し、様々な話を直接聞きながら、研究活動自体が都市間連携の契機となるように努力してきました。

まず、はじめに、お忙しい中、本研究に御協力いただいた皆様に厚く御礼を申し上げます。稲城市都市計画課・企画課の皆様、多摩市の各課の皆様、町田市の公園緑地課・都市計画課・企画課・市立図書館の皆様、相模原市立図書館の皆様、まちづくり三鷹事業課関課長・三鷹市生活文化部経済商工課内田主査、東京市町村自治調査会の皆様、リエゾン多摩の新川代表取締役、神奈川県を増田課長、中央大学の細野教授、本市の特別調査員の内海講師、産業振興課の福井主幹、都市計画課の木村副主幹、本当にありがとうございました。

研究を終えて感じたことは、実際に関係する人々と直接対話し、様々な問題点を出し合い、数回にわたる議論を通じて、政策立案が可能となることです。そこで職員に求められるのは、市役所内部にとどまらず、他の自治体や市民、諸団体などさまざまな分野の人々と生きたネットワークをつくることだと思われまます。この点については、研究チームのメンバー各自が職場の中でも積極的にネットワーク構築に務めていくことで、大きな潮流をつくり、職員の意識改革に貢献したいと考えています。

川崎市は政令指定都市として、県と同等の権限を有している分野もあり、他都市よりも広範な権限を有しているといえます。しかし、広範な権限が生み出す大規模な組織は、市民にとって「行政が少し遠い」という距離感や疎外感を生み出してきたといえます。今回の研究の中で、従来あまり意識されてこなかった、市北部における市境地域での近隣都市との連携を考えることにより、市民からの発想、縦割りの打破、自治体間の地域資源の共有など、いくつかの課題をあらためて考えることができました。研究成果は、直接的には報告書のなかで表現され、間接的には研究員ひとりひとりの貴重な財産として、今後の行政活動にいかすことができると思います。

この報告書は、あくまでも一つのステップにすぎません。研究チームのメンバーは、はじめ行政に関わる人々が変革に向かって一歩ずつ踏み出していくことで今回の研究が本当に意味を持つてくると思われまます。ここに研究チームのメンバーが積極的に一歩ずつ踏み出していき、この変革に貢献していくことを誓っておきたいと思ひまます。

最後になりましたが、本研究をコーディネートしてくださった都市政策部長をはじめ都市政策部の皆さんに深く感謝いたします。また、私たちのプロデューサーである伊藤主査には、陰から大きく支えていただきました。本当にありがとうございました。

政策課題研究Aチーム 研究員一同

参考文献

共通

- 麻生区区づくり白書策定委員会「麻生区区づくり白書 ともに創りあげる麻生」[1998]
稲城市「第二次稲城市長期総合計画」[1993]
稲城市「第二次稲城市土地利用計画の概要」[1992]
稲城市環境部緑と公園課「稲城市緑の基本計画」[1999.3]
川崎市「川崎市民意識実態調査報告書」[1999]
川崎市「川崎新時代 2010 プラン」[1993]
川崎市環境保全局企画調査課「かわさき緑の30プラン」[1995.10]
財団法人東京市町村自治調査会「多摩地域データブック」[1998]
多摩市「第3次多摩市総合計画 21世紀に向かう新たなまちづくり」[1996]
多摩市「多摩市の都市計画に関する基本的な方針 ゆとりとふれあいの生活都市・多摩」[1998]
多摩市環境部公園緑地課「多摩しみどりの基本計画」[1999.3]
町田市「町田市基本計画（前期改定版） 多摩丘陵にはばたく市民文化都市」[1999]
町田市都市緑政部公園緑地課「町田市緑の基本計画」[1999.9]
町田市「町田市都市計画マスタープラン」[1999]
横浜市緑政局総務部企画課「横浜市緑の基本計画」[1997.11]

第1章

- 財団法人東京市町村自治調査会「地方分権研究会報告」[1999]

第3章第2節

- 川崎市環境局環境企画室「環境局事業概要—緑編—」[1999.2]
倉本宣、内城道興編著「雑木林をつくる」百水社[1997]
鈴木邦雄、周佐喜和編著「多機能・複合型地域開発経営とエコロジーの共存」財)かながわ学術研究交流財団[1998]
多摩市環境部公園緑地課「公園緑地マニュアル」[平成11年度版]
多摩市環境部公園緑地課「みどりの基本計画策定調査報告書」[1998.3]
社)日本ナショナル・トラスト協会「ナショナル・トラスト運動に関する調査報告書」[1998.3]
社)日本ナショナル・トラスト協会「日本のナショナル・トラスト運動」[1999.3]
樋口広芳編「保全生物学」東京大学出版会[1996]
横浜市緑政局「緑政局事業概要」[1998.9]
AMR編、財)せたがやトラスト協会監修「まちづくりとシビック・トラスト」ぎょうせい[1991]

第3章第3節

稲城市「稲城市農業基本計画」[1992]

神奈川県「1995年農業センサス神奈川県結果概要」[1996]

川崎市「川崎市農業振興計画素案」[1994]

川崎市「川崎市農業振興計画」[1995]

川崎市麻生区役所「麻生区行政案内「あさおインデックス」」[1999]

多摩市都市農業推進計画策定委員会「都市農業推進計画」[1992]

町田市「町田市農業振興計画 緑と実りの生き生き町田市農業」[1997]

横浜市「市民グラフヨコハマ No. 103 季刊1998」[1998]

第2章第4節

岩崎邦彦「都市とリージョナル・マーケティング」中央経済社[1999]

川崎市「川崎駅周辺市街地活性化基本計画」[1999]

川崎市「かわさき21産業戦略アクションプログラム」[1996]

川崎市「都市型産業施設（賃貸工場・事務所）ニーズ調査」[1999]

川崎市経済局「かわさき21産業戦略策定調査（商業編）」[1998]

川崎市総合企画局都市政策部統計情報課「平成9年度工業統計調査報告」[1997]

川崎市総合企画局都市政策部統計情報課「川崎市の商業—平成9年度商業統計調査結果報告」[1997]

川崎市中小企業支援センター「川崎市消費購買行動調査報告書（大型店影響調査報告書）」[1999]

三鷹市「三鷹市中心市街地活性化基本計画」[1998]

第2章第5節

「図書館特論」（新現代図書館学講座17）東京書籍[1998]

塩見昇編、「図書館サービス論」教育資料出版会[1998]

関口礼子編「新・生活のなかの図書館」学文社[2000]

資料編

社会生活統計指標(市区町村の指標)1995年総務庁統計局

項目	調査年度	単位	横浜市	各区前橋区	川崎市	麻生区	多摩区	宮前区	町田市	多摩市	稲城市
1 総面積	1993	km ²	436.57	76.12	142.40	23.29	20.49	18.61	71.64	21.08	17.97
2 可住地面積	1990	km ²	385.62	64.55	131.18	17.93	18.24	16.72	54.20	18.94	12.87
3 林野面積	1993	km ²	385.94	64.55	131.49	17.93	18.24	16.72	54.20	18.94	12.87
4 人口総数	1990	人	49,533	11,571	109,913	5,338	2,256	1,891	17,444	21,144	6,104
5 人口総数	1985	人	2,992,926	365,934	1,088,624	108,363	162,266	160,676	321,188	122,136	50,766
6	1990	人	3,220,331	426,663	1,173,603	126,127	178,670	177,742	349,050	144,489	58,636
7 14歳以下人口	1985	人	627,834	86,346	219,529	24,180	29,812	39,423	72,006	32,327	12,194
8	1990	人	551,426	83,418	193,536	22,161	28,700	34,181	58,765	29,094	11,022
9 15~54歳人口	1985	人	2,144,889	260,962	794,913	77,683	113,385	114,361	227,383	83,728	36,743
10	1990	人	2,373,769	314,923	883,707	93,279	134,761	133,968	256,156	105,916	43,490
11 65歳以上人口	1985	人	217,410	18,476	74,060	6,489	9,046	6,797	21,601	6,046	2,827
12	1990	人	278,000	26,194	93,798	9,511	11,786	9,262	28,687	8,214	3,868
13 基間人口	1985	人	2,680,333	289,421	1,011,341	70,304	123,783	112,768	279,624	88,725	42,030
14	1990	人	2,840,262	334,630	1,063,461	81,634	131,710	117,866	298,974	109,413	46,499
15 普通世帯数	1985	世帯	944,162	106,651	366,373	34,348	54,724	47,636	98,439	37,749	15,554
16	1990	世帯	1,072,111	130,784	420,364	42,738	67,801	56,700	112,246	48,343	19,128
17 単独世帯数	1985	世帯	171,676	14,109	92,956	6,136	17,383	6,186	16,546	6,268	2,655
18	1990	世帯	226,684	20,426	122,219	9,812	24,400	9,868	21,700	11,411	4,068
19 高齢者単身世帯数	1985	世帯	20,322	1,144	7,501	436	846	470	1,616	384	277
20	1990	世帯	31,262	2,152	11,293	866	1,368	844	2,648	736	424
21 課税対象所得	1991	千円	6,423,167		2,243,247				716,877	277,344	103,772
22 納税義務者数	1991	人	1,406,984		528,811				142,624	56,560	24,760
23 農業従事者数	1992	百万円	14,360		3,200				2,090	80	640
24 耕地面積	1992	km ²	41		9						
25 製造品出荷額等	1992	百万円	6,147,796	1,023,499	5,877,667	24,899	96,561	53,048	120,827	21,463	91,488
26 製造業従業者数	1992	人	183,663	26,377	129,430	1,102	4,447	3,176	6,921	1,272	4,591
卸売業年間販売額	1987	百万円	6,491,133	262,924	1,340,942	17,314	30,370	303,626	136,076	30,239	13,128
27 卸売業年間販売額	1990	百万円	8,953,674	426,903	1,776,630	26,767	49,226	460,431	173,911	67,668	18,297
卸売業従業者数	1988	人	72,061	4,369	18,361	387	782	3,981	3,226	633	378
1991	人	79,813	5,283	21,490	542	989	4,136	3,610	3,610	1,143	606
小売業年間販売額	1987	百万円	2,992,468	338,822	922,626	66,493	106,527	104,767	396,826	119,602	23,189
1990	人	3,686,831	437,901	1,142,234	71,961	131,707	133,908	493,664	171,929	36,047	
小売業従業者数	1988	百万円	147,153	16,096	53,466	3,266	6,160	5,324	16,824	6,841	1,706
1991	人	146,138	15,418	50,792	3,164	6,630	5,139	17,743	6,801	1,982	
1992	百万円	1,375,699	497,882						109,841	46,169	24,241
1992	百万円	1,365,970	486,819						107,396	43,714	23,623
1992	百万円	370,273	131,007						40,208	16,326	6,268

地域保全関係

資料1

法律名	関連する自然環境要素		制定年	所管省庁	主な内容
	植物	動物			
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律	○	○	1918	環境庁	野生動物の保護・狩猟の適正化
自然公園法	○	○	1957	環境庁	国立・国定公園・都府県立自然公園の指定・保護・利用
自然環境保全法	○	○	1972	環境庁	自然環境保全地域の指定・保全
瀬戸内海環境保全特別措置法	○	○	1973	環境庁等	
環境基本法	○	○	1992	環境庁	
環境影響評価法	○	○	1997	環境庁等	
絶滅のおそれのある野生生物の種の保存に関する法律	○	○	1992	環境庁	野生動物種の保護
首都圏近郊緑地保全法	○	○	1966	国土庁等	首都圏の近郊緑地の指定・保全
近畿圏の保存区域の整備に関する法律	○	○	1967	国土庁等	近畿圏の近郊緑地の指定・保全
総合保養地帯整備法	○	○	1967	国土庁等	
大阪湾臨海地域開発整備法		○	1992	国土庁	
砂防法		○	1908	建設省	
屋外広告物法		○	1949	建設省	
都市公園法		○	1956	建設省	都市公園の設置と管理、風致地区の指定・保全
地すべり等防止法		○	1968	建設省等	
土地造成等規制法		○	1961	建設省	
都市の高層風致を維持するための樹木の保存に関する法律	○	○	1962	建設省	都市保存樹・保存樹木の指定と保全
河川法		○	1964	建設省	
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	○	○	1966	建設省	歴史的風土等の指定・保全
都市計画法	○	○	1968	建設省	
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	○	○	1969	建設省	
生産緑地法	○	○	1973	建設省	生産緑地の指定・保全
都市緑地保全法	○	○	1973	建設省	緑地保全地区の指定・保全
水産資源保護法	○	○	1961	農水省	
農業振興地域の整備に関する法律		○	1969	農水省	農業振興地域の指定・保全
農山漁村滞在型観光地帯の整備のための基盤整備の促進に関する法律		○	1994	農水省	
森林法	○	○	1951	林野庁	林業地域・保安林の指定・保全
林業種苗法	○	○	1970	林野庁	
文化財保護法	○	○	1950	文化庁	史跡・名勝・天然記念物の指定・保全
海岸法		○	1956	運輸省等	海岸保全地区の指定・保全
観光基本法		○	1963	運輸省	

「自然保護法」の前身(平成10年環境行政執行法(平成10年環境行政執行法一覽表)平成8年度ナショナル・トラストに関する調査報告書(社)日本ナショナル・トラスト協会より作成)

各市の基金の状況

資料2

	横浜市	川崎市	町田市	多摩市	稲城市
基金の名称	よこはま緑の街づくり基金	川崎市緑化基金	町田市緑地保全基金	多摩市緑化基金	稲城市緑化推進基金
設立年月	昭和59年10月	昭和60年4月	昭和60年10月	昭和61年4月	平成3年4月
目的	①市民の緑化活動支援 ②既有地の緑化を進める	民有地の緑化を進める	緑地保全事業を円滑かつ効率的に行うための緑地買収の財源として設立	①緑の保護基金 ②育成及び緑化推進を図る	緑化の推進を図る事業の財源とする
基金のしくみ	市民、企業、団体などからの寄附金と横浜市からの補助金を構立、民有地の緑化を市民の手によって進めるため、その利息で市民の緑化活動を支援し、促進しようとするもの	市、市民、企業、団体による緑立金の利子を(財)川崎市公園緑地協会に助成 協会から、公共性の高い民有地の緑の保全と緑化に助成	市の緑立金	市の緑立金	市の緑立金 寄附金は、一般会計歳入歳出予算に計上して設立
緑地の買収	なし	なし	あり	あり	なし
基金積立日額	30億円(第3次基金造成目標)	30億円(平成12年度)	不明	定めていない	定めていない
積立額	26億5893万円 (平成11年4月30日現在)	23億4600万円 (平成10年3月31日現在)	34億円 (平成11年3月)	31億4906万円 (平成10年度末)	2億4129万円 (平成10年度末)
寄付金控除	あり	あり	不明	寄付制度なし	あり
事業の主体	(財)横浜市の協会	(財)川崎市公園緑地協会	町田市	多摩市	稲城市
事業内容	①普及啓発事業 ②団体育成事業 ③地域緑化事業、記念植樹事業 ④花やぐまち事業 ⑤生け垣設置事業 ⑥コンクール事業	①緑地保全事業奨励金 ②緑化推進事業 ③普及啓発事業	①主として良好な樹木の買収	①主として良好な樹木の買収 ②市制記念事業 ③緑地の整備 ④公園用地の買収 (緑地としての形態をなすものに関する) * 樹木の買収については、市として良好な自然環境を維持するため、必要であると判断したものに ついて買収の対象とする	①緑化推進事業

各市の緑の基金計画及び事業概要から作成

緑の基本計画における各市の緑の確保目標

資料3

	横浜市		川崎市		町田市		多摩市		稲城市	
	1996年度	2010年度	1994年度	未定	1998年度	2010年度	1998年度	2010年度	1998年度	2010年度
公園 (ha)	1,576	2,930	532	1,000	1,885	2,450	664	787	642	734
樹林地 (ha)	1,267	2,220	676	400						
農地 (ha)	1,858	2,390	892	500						
緑化地等 (ha)	1,205	1,300	1,813	2,700						
計 (ha)	5,905	8,840	3,913	4,600	1,885	2,450	664	787	642	734
市域面積 (ha)	43,600		14,385	14,500	7,164	7,164	2,108	2,108	1,797	1,797
市域面積に対する割合	13.6%	20.0%	27.2%	31.7%	26.3%	34.0%	32.0%	37.0%	35.7%	40.9%

横浜市: 現況, 目標ともに確保量(行政が主体)によって確保済のものを示す。(横浜市緑の基本計画)

川崎市: 現況は, 都市計画基礎調査や固定資産税課税調査, 各種実績報告書を用いて推計。(かわさき緑の30プラン)

町田市, 多摩市, 稲城市: 都市施設とする緑地(公園), 制度上安定した緑地(緑地保全地区・生産緑地地区等), 社会通念上安定した緑地(社寺林等)の合計

土地関連税制の概要

資料4

税目	課税主体	課税標準	税率	免税点又は基礎控除・備考	納税義務者
保有課税＝土地を保有している場合に課される税					
固定資産税	市町村	固定資産税評価額	1.4%	30万円	個人 課税 地方公共団体 非課税
都市計画税	市町村	固定資産税評価額	0.3%	30万円	個人 課税 非課税
保有にかかわる特別土地保有税	市町村	土地の取得価格	1.4%(*1)	2000㎡(特別区及び指定都市)	個人 課税 非課税
地価税(平成10年以降当分の間停止)	国	相続税評価額	0.3%(*2)	10億円又は3万円×専ら(㎡)のいずれか多い方	個人 課税 非課税
譲渡課税＝土地を売却した場合の利益に課される税					
所得税(短期譲渡)	国	譲渡益	40%又は総合課税の上償税額×110%		個人 課税 該当せず
所得税(長期譲渡)	国	譲渡益	20%	100万円	個人 課税 該当せず
住民税(短期譲渡)	県・市町村	譲渡益	12%又は総合課税の上償税額×110%		個人 課税 該当せず
住民税(長期譲渡)	県・市町村	譲渡益	6%	100万円	個人 課税 該当せず
法人税(短期譲渡)	国	譲渡益	法人税率		法人 課税 非課税
法人税(長期譲渡)	国	譲渡益	法人税率		法人 課税 非課税
取得課税＝土地を取得した場合に課される税					
不動産取得税	県	固定資産税評価額	4%		個人 課税 非課税
取得にかかわる特別土地保有税	市町村	土地の取得価格	3%(*3)	2000㎡(特別区及び指定都市)	個人 課税 非課税
登録免許税	国	固定資産税評価額の1/3	6%(売買の場合)		個人 課税 非課税
相対税	国	相続税評価額	10～70%	500万円＋1,000万円×相続人数	個人 課税 該当せず
資産の無償譲渡を受けたとき					
贈与税	国	贈与税	10～70%	60万円	個人 課税 非課税
不動産取得税	県	固定資産税評価額	4%	10万円	個人 課税 非課税

*1:固定資産税相当額を控除する

*2:平成9年は0.15%

*3:不動産取得税相当額を控除する

自然環境保全法人:自然環境保全法人とは特定公益増進法人のうち「すぐれた自然環境の保全のための自然環境の保存及び活用に関する業務を行うことを主たる目的とする法人」のことである(所得税法施行令第217条、法人税法施行令第76条)。認定要件の要件として「自然環境の保存及び活用に関する業務」に關して「又は地方公共団体の出資、助成又は委託を受けていること」が必要である。

農業関係

広域あさお 農業データ

麻生区		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	38	10	20
	1種兼業	89	57	63
	2種兼業	442	415	339
	総数	569	482	422
農家人口 (人)	男	1,443	1,192	1,003
	女	1,393	1,177	1,052
	総数	2,836	2,369	2,055
耕地面積 (ha)	田	46	35	30
	畑	132	129	116
	樹園地	62	81	60
	総数	240	226	206

稲城市		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	14	22	13
	1種兼業	85	92	97
	2種兼業	345	267	235
	総数	444	381	345
農家人口 (人)	男	1,108	937	799
	女	1,124	964	819
	総数	2,232	1,901	1,618
耕地面積 (ha)	田	37	21	19
	畑	52	38	46
	樹園地	61	60	69
	総数	150	119	134

町田市		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	169	113	77
	1種兼業	180	145	171
	2種兼業	1,752	1,446	1,101
	総数	2,101	1,704	1,349
農家人口 (人)	男	5,018	4,029	3,075
	女	5,034	4,039	3,107
	総数	10,052	8,068	6,182
耕地面積 (ha)	田	105	88	58
	畑	513	501	381
	樹園地	210	167	135
	総数	827	756	574

多摩市		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	10	0	4
	1種兼業	18	1	0
	2種兼業	223	202	158
	総数	249	203	160
農家人口 (人)	男	603	495	353
	女	552	422	332
	総数	1,155	917	685
耕地面積 (ha)	田	13	9	8
	畑	39	26	33
	樹園地	22	17	14
	総数	74	53	56

横浜市		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	1,094	1,030	835
	1種兼業	1,488	1,203	951
	2種兼業	4,816	3,673	3,404
	総数	7,398	6,106	5,190
農家人口 (人)	男	18,888	15,142	12,320
	女	18,786	15,151	12,433
	総数	37,472	30,293	24,753
耕地面積 (ha)	田	425	353	253
	畑	2,368	2,201	1,914
	樹園地	667	574	626
	総数	3,460	3,128	2,793

青葉区		昭和60年	平成2年	平成7年
農家数 (戸)	専業	-	-	55
	1種兼業	-	-	54
	2種兼業	-	-	526
	総数	-	-	635
農家人口 (人)	男	-	-	1,449
	女	-	-	1,490
	総数	-	-	2,939
耕地面積 (ha)	田	-	-	65
	畑	-	-	151
	樹園地	-	-	84
	総数	-	-	300

農家数の推移 (戸)		昭和60年	平成2年	平成7年
麻生区		569	482	422
稲城市		444	381	345
町田市		2,101	1,704	1,349
多摩市		249	203	160
横浜市		7,398	6,106	5,190
青葉区		-	-	635

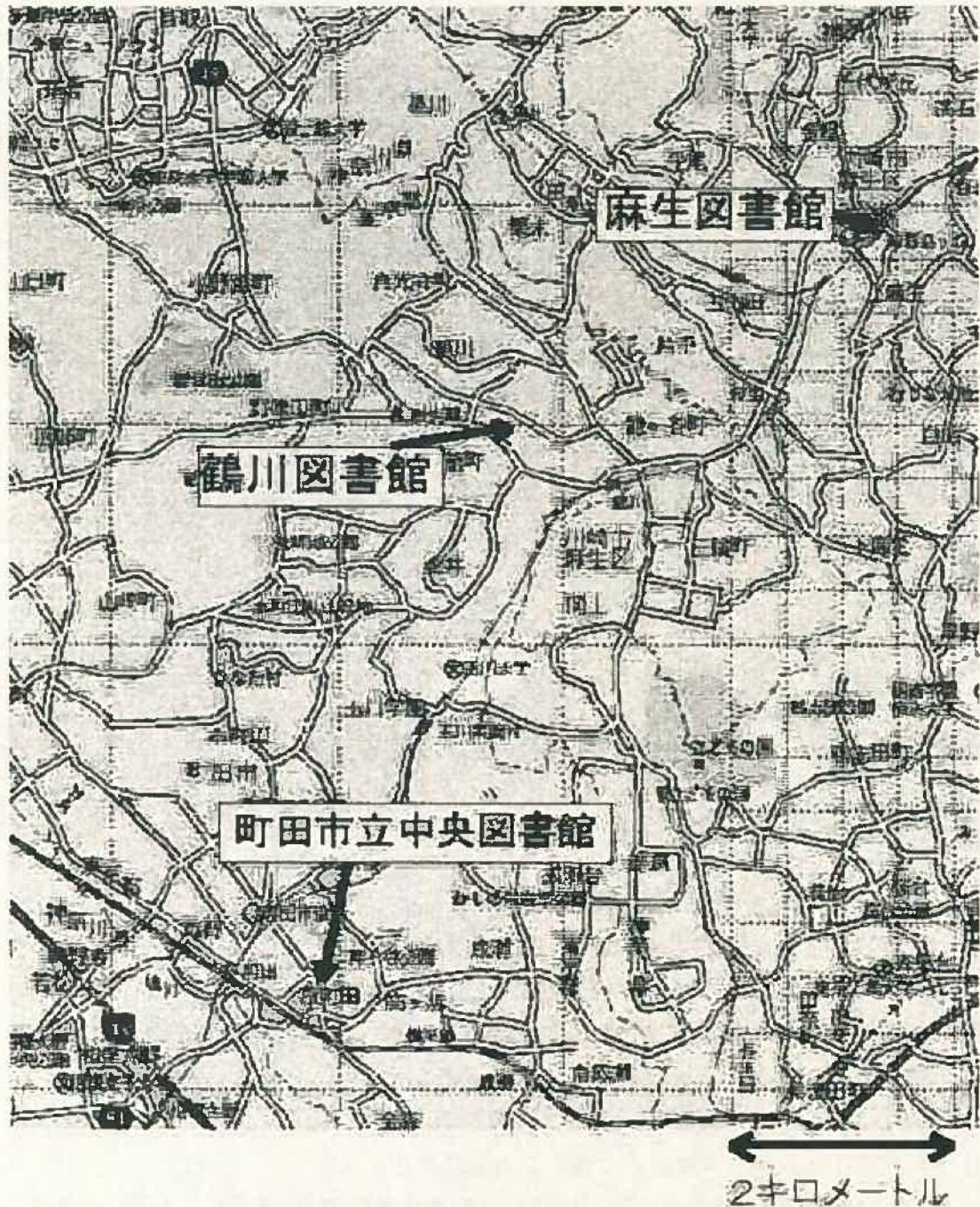
農家人口の推移 (人)		昭和60年	平成2年	平成7年
麻生区		2,836	2,369	2,055
稲城市		2,232	1,901	1,618
町田市		10,052	8,068	6,182
多摩市		1,155	917	685
横浜市		37,472	30,293	24,753
青葉区		-	-	2,939

耕地面積の推移 (ha)		昭和60年	平成2年	平成7年
麻生区		240	226	206
稲城市		150	119	134
町田市		827	756	574
多摩市		74	53	56
横浜市		3,460	3,128	2,793
青葉区		-	-	300

施設相互利用関係

図 2-5-1 新百合ヶ丘・町田間の地域

麻生図書館は新百合ヶ丘駅から徒歩5分。町田市立中央図書館は町田駅から徒歩10分。
新百合ヶ丘駅・町田駅間の所要時間は8分（急行）。鶴川駅から新百合ヶ丘駅へ6分・町田
駅へ7分。



広域あさおの図書館比較 (1999.4.1 現在)

図書館名	延床面積	人口	職員数	蔵書冊数	受入冊数	登録者数	貸出数	予約件数	資料費
	(㎡)	(千人)	(人)	(千冊)	(冊)	(人)	(千点)	(件)	(千円)
川崎市立麻生	1,346		13	206	14,137	47,667	646	39,211	17,172
多摩	1,725		11	199	11,109	44,381	598	26,705	17,107
宮前	1,449		14	225	14,576	70,568	698	35,459	23,166
高津	2,196		11	238	10,701	37,533	371	19,057	17,172
中原	2,418		20	265	14,397	57,949	597	30,986	23,935
幸	885		10	162	11,277	38,949	330	12,399	17,138
川崎	1,179		11	144	15,420	52,090	601	24,036	24,488
ほか分館3館									
(計10館)		1,197	90	1,555	101,846	368,175	4,282	210,678	154,964
稲城市立	404		6	136	9,434	19,423	179	7,999	33,149
ほか3館						*			*
(計4館)		64	12	284	19,234	19,423	418	18,911	33,149
多摩市立	979		17	97	40,467	49,576	162	20,353	93,477
永山	983		9	111	*	*	559	73,136	*
ほか4館									
(計6館)		143	45	510	40,467	49,576	1,564	198,975	93,477
町田市立中央	5,262		52	475	34,235	162,940	1,447	42,301	82,438
さるびあ	1,234		16	124	11,083	33,366	390	22,297	18,069
鶴川	260		5	43	4,415	14,781	228	18,460	6,715
ほか3館									
(計6館)		361	94	828	69,344	257,026	2,777	116,459	134,242
相模原市立	4,111		23	515	31,057	102,614	1,434	50,388	53,738
相模大野	2,788		23	367	23,335	77,798	1,071	36,551	41,090
相武台分館	315		3	44	4,043	10,039	154	5,315	*
(計3館)		582	49	926	58,435	190,451	2,659	92,254	94,828
横浜市立中央	21,834		87	1,029	84,317	130,277	1,489	93,711	459,711
港北	2,372		11	199	12,435	63,429	636	65,357	1,796
ほか16館									
(計18館)		3,325	244	4,222	261,828	910,864	10,650	975,148	491,000

人口：1998年3月31日現在の住民基本台帳人口。

蔵書冊数：1999年3月31日現在の図書総冊数。

受入冊数：1998年度に受入れた図書（購入・寄贈など）の総冊数。

登録者数：1998年度実績。個人貸出登録者数で、新規登録者数のみではない。

貸出数：1998年度実績。雑誌、視聴覚資料も含む。

予約件数：1998年度実績。予約の受付件数。

*の記号は本館（中央館）に含むことを示す。

「日本の図書館 統計と名簿 1999」（日本図書館協会 発行）より作成

報告書名 川崎市北部地域の市境を考える
～近隣都市間の新たな連携に向けて

平成11年度 研究チームA報告書

発行日 平成12年 3月31日発行

発行 川崎市総合企画局都市政策部
〒210 川崎市川崎区宮本町1
電話 (044)200-2168
FAX (044)211-8354

川崎市総合企画局都市政策部

〒 210 - 8577

川崎市川崎区宮本町1

電話 (044)200-2168 定価 ¥500円